

地方税法施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照条文

【目次】

○地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）（第一条関係）	一
○地方税法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十八年総務省令第三十九号）（第二条関係）	一五〇
○地方揮発油譲与税法施行規則（昭和三十一年総理府令第七号）（第三条関係）	一六〇
○地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）（附則第六条関係）	一六一
○総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）（附則第八条関係）	一六二

地方税法施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照条文

第一条による改正（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号））

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（法人の市町村民税に関する規定の都への準用）</p> <p>第一条の二 法第七百三十四条第二項第二号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、前条の規定にかかわらず、<u>第十条の二の十一の規定を準用する。</u></p> <p>（社債等の内容に関する事項）</p> <p>第一条の九の四 法第二十条の十一の三に規定する総務省令で定める事項は、同条に規定する口座管理機関の加入者（同条に規定する加入者をいう。次条第二項において同じ。）の顧客番号又は口座番号並びに法第二十条の十一の三に規定する社債等の種類、銘柄及びその銘柄ごとの数又は金額とする。</p> <p>（株式等の内容に関する事項）</p> <p>第一条の九の五 法第二十条の十一の四に規定する総務省令で定める社債等は、社債、株式等の振替に関する法律第二条第一項第八号、第十号の二又は第十二号から第十七号の二までに掲げるもののうち、社債、株式等の振替に関する命令（平成十四年^{内閣府}令第五号）第六十二条の規定</p>	<p>（法人の市町村民税に関する規定の都への準用）</p> <p>第一条の二 法第七百三十四条第二項第二号の規定により都がその特別区の存する区域内において法人に対して課する都民税については、前条の規定にかかわらず、<u>第十条の二の十</u>の規定を準用する。</p>

により振替機関（法第二十条の十一の四に規定する振替機関をいう。次項において同じ。）が同令第六十二条に規定する業務規程で定めるものとする。

2 法第二十条の十一の四に規定する総務省令で定める事項は、振替機関又はその下位機関（同条に規定する下位機関をいう。）の加入者の同条に規定する株式等の種類、銘柄及びその銘柄ごとの数又は金額を特定するため当該振替機関が定める当該加入者の記号又は番号とする。

（法第二十三条第一項第四号の五イ(1)に規定する剰余金として計上した
もの等）

第一条の九の六 略

2 4 略

（政令第七条の三の二第九項の総務省令で定める特殊の関係）

第一条の九の七 略

2 4 略

（道府県民税及び市町村民税に係る納税通知書・申告書等の様式）

第二条 略

2 4 略

5 法第四十五条の二第六項に規定する総務省令で定める事項は、法第二十四条第一項第一号に掲げる者（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（第二百二十条第一項後段の規定の適用を受けた者に限る。）のその年度

（法第二十三条第一項第四号の五イ(1)に規定する剰余金として計上した
もの等）

第一条の九の四 略

2 4 略

（政令第七条の三の二第九項の総務省令で定める特殊の関係）

第一条の九の五 略

2 4 略

（道府県民税及び市町村民税に係る納税通知書・申告書等の様式）

第二条 略

2 4 略

分の個人の道府県民税に係る法第三十四条第一項第三号から第五号まで、第五号の三、第六号及び第八号から第十一号までの規定による控除のうちこれらの控除に相当する前年分の所得税に係る所得税に関する法令の規定による控除が所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第四十七条第一項に規定する同額であるものに係る当該控除の金額、当該控除の金額の計算の基礎及び法第四十五条の二第一項第五号及び第七号に掲げる事項並びに法第三十四条第二項の規定による控除の額とする。

6 | 法第四十五条の二第六項の規定による同条第一項の道府県民税に関する申告書の記載は、前項に規定する法第三十四条第一項第三号から第五号まで、第五号の三、第六号及び第八号から第十一号までの規定による控除並びに同条第二項の規定による控除については、これらの控除の額（所得税法施行規則第四十七条第二項に規定する場合にあつては、当該控除の額の合計額）の記載とする。

7 | 第五項の規定は、法第三百七十七条の二第六項に規定する総務省令で定める事項について準用する。この場合において、第五項中「第四十五条の二」とあるのは「第三百七十七条の二」と、「第二十四条」とあるのは「第二百九十四条」と、「道府県民税」とあるのは「市町村民税」と、「第三十四条」とあるのは「第三百十四条の二」と読み替えるものとする。

8 | 第六項の規定は、法第三百七十七条の二第六項の規定による同条第一項の申告書の記載について準用する。この場合において、第六項中「第四十五条の二」とあるのは「第三百七十七条の二」と、「道府県民税」に関する。

る申告書」とあるのは「申告書」と、「第三十四条」とあるのは「第三
百十四条の二」と読み替えるものとする。

(附属申告書等)

第二条の二 略

2 市町村長は、法第四十五条の二第一項及び第三項並びに第三百七条
の二第一項及び第三項の申告書を提出する者に対して、所得税法

第二百二十条第三項、第四項、第六項及び第七項
に規定する書類その他の書類又は電磁的記録印刷書面（所得税法施行令
第二百六十二条第一項に規定する電磁的記録印刷書面をいう。第七項に
おいて同じ。）で所得税に関する法令の規定に基づいて所得税の確定申
告書に添付しなければならないこととなつてゐるもの又は税務署長が提
示させ、若しくは提出させることができることとなつてゐるもの（所得
税の確定申告書に添付し、又は税務署長に提示し、若しくは提出したも
のを除く。）のうち道府県民税及び市町村民税の賦課徴収に必要と認め
るものを当該申告書に添付させ、又は市町村長に提示し、若しくは提出
させることができる。

3 略

4 法第三十四条第九項及び第三百十四条の二第九項の規定による判定を
するときの現況においてこの省令の施行地に住所を有しない者（以下こ
の項及び次項において「国外居住者」という。）に係る障害者控除、配
偶者控除、配偶者特別控除又は扶養控除に関する事項を記載した法第四
十五条の二第一項及び第三百七条の二第一項の申告書を提出する者（

(附属申告書等)

第二条の二 略

2 市町村長は、法第四十五条の二第一項及び第三項並びに第三百七条
の二第一項及び第三項の申告書を提出する者に対して、所得税法（昭和
四十年法律第三十三号）第二百二十条第三項、第四項、第六項及び第七項
に規定する書類その他の書類又は電磁的記録印刷書面（所得税法施行令
第二百六十二条第一項に規定する電磁的記録印刷書面をいう。第七項に
おいて同じ。）で所得税に関する法令の規定に基づいて所得税の確定申
告書に添付しなければならないこととなつてゐるもの又は税務署長が提
示させ、若しくは提出させることができることとなつてゐるもの（所得
税の確定申告書に添付し、又は税務署長に提示し、若しくは提出したも
のを除く。）のうち道府県民税及び市町村民税の賦課徴収に必要と認め
るものを当該申告書に添付させ、又は市町村長に提示し、若しくは提出
させることができる。

3 略

4 法第三十四条第九項及び第三百十四条の二第九項の規定による判定を
するときの現況においてこの省令の施行地に住所を有しない者（以下こ
の項及び次項において「国外居住者」という。）に係る障害者控除、配
偶者控除、配偶者特別控除又は扶養控除に関する事項を記載した法第四
十五条の二第一項及び第三百七条の二第一項の申告書を提出する者（

以下この項において「申告者」という。）は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則 第四十七条の二第四項

及び第五項に規定する書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、又は所得税法第九十四条第四項、第九十五条第四項若しくは第二百三条の六第三項の規定により提出し、若しくは提示した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

5～8 略

(給与所得者の扶養親族等申告書の提出方法)

第二条の三の二 所得税法第九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（次項及び第二条の三の四において「給与所得者」という。）が法第四十五条の三の二第一項及び第三十七条の三の二第一項の規定によりこれらの規定に規定する申告書（以下この条、次条及び第二条の三の四において「給与所得者の扶養親族等申告書」という。）を提出する場合には、所得税法第九十四条第一項の申告書と併せて法第四十五条の三の二第一項及び第三百十七條の三の二第一項の給与支払者（次項及び次条において「給与支払者」という。）を經由して、提出しなければならない。

2 給与支払者が給与所得者から受理した給与所得者の扶養親族等申告書（法第四十五条の三の二第四項及び第三百十七條の三の二第四項の規定の適用により当該給与支払者が提供を受けた当該給与所得者の扶養親族

以下この項において「申告者」という。）は、当該国外居住者に係る所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第四十七条の二第四項

及び第五項に規定する書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならない。ただし、所得税法の規定に基づいて所得税の確定申告書に添付し、若しくは税務署長に提示し、又は所得税法第九十四条第四項、第九十五条第四項若しくは第二百三条の五第三項の規定により提出し、若しくは提示した当該国外居住者に係るものについては、この限りでない。

5～8 略

(給与所得者の扶養親族申告書の提出方法)

第二条の三の二 所得税法第九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（次項及び第二条の三の四において「給与所得者」という。）が法第四十五条の三の二第一項及び第三十七条の三の二第一項の規定によりこれらの規定に規定する申告書（以下この条、次条及び第二条の三の四において「給与所得者の扶養親族申告書」という。）を提出する場合には、所得税法第九十四条第一項の申告書と併せて法第四十五条の三の二第一項及び第三百十七條の三の二第一項の給与支払者（次項及び次条において「給与支払者」という。）を經由して、提出しなければならない。

2 給与支払者が給与所得者から受理した給与所得者の扶養親族申告書（法第四十五条の三の二第四項及び第三百十七條の三の二第四項の規定の適用により当該給与支払者が提供を受けた当該給与所得者の扶養親族

申告書に記載すべき事項を含む。)及び国外扶養親族証明書類は、法第四十五条の三の二第一項及び第三百七十七条の三の二第一項に規定する市町村長が当該給与支払者に対しその提出を求めるとの間、当該給与支払者が保存するものとする。ただし、当該給与所得者の扶養親族等申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

3 法第四十五条の三の二第一項及び第三百七十七条の三の二第一項の規定により給与所得者の扶養親族等申告書に記載することとされている扶養親族の氏名については、控除対象扶養親族以外の扶養親族の氏名に限るものとする。

4 略

(給与所得者の扶養親族等申告書等の記載事項)

第二条の三の三 法第四十五条の三の二第一項第四号及び第三百七十七条の

三の二第一項第四号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 給与所得者の扶養親族等申告書を提出する者(次号において「申告者」という。)の氏名、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)

二 略

三 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第四条第一項に規定する児童扶養手当の支給を受けている事実

四 法第二十三条第一項第十二号の二及び第二百九十二条第一項第十二

申告書に記載すべき事項を含む。)及び国外扶養親族証明書類は、法第四十五条の三の二第一項及び第三百七十七条の三の二第一項に規定する市町村長が当該給与支払者に対しその提出を求めるとの間、当該給与支払者が保存するものとする。ただし、当該給与所得者の扶養親族申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

3 法第四十五条の三の二第一項及び第三百七十七条の三の二第一項の規定により給与所得者の扶養親族申告書に記載することとされている扶養親族の氏名については、控除対象扶養親族以外の扶養親族の氏名に限るものとする。

4 略

(給与所得者の扶養親族申告書等の記載事項)

第二条の三の三 法第四十五条の三の二第一項第三号及び第三百七十七条の

三の二第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 給与所得者の扶養親族申告書を提出する者(次号において「申告者」という。)の氏名、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)

二 略

号の二に規定する児童の氏名及び前年の法第三十二条第一項及び第三十三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の見積額

五略

2略

3 給与所得者の扶養親族等申告書又は給与所得者の扶養親族異動申告書

(以下この条において「給与所得者の扶養親族等申告書等」という。)

の提出を受ける給与支払者が、当該給与所得者の扶養親族等申告書等に記載されるべき扶養親族又は当該給与所得者の扶養親族等申告書等を提出する者(以下この項及び次項第一号において「提出する者」という。

)の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿(当該給与所得者の扶養親族等申告書等の提出の前に、当該提出する者から次に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。)を備えているときは、当該提出する者は、前二項の規定にかかわらず、当該給与支払者に提出する給与所得者の扶養親族等申告書等には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該給与所得者の扶養親族等申告書等に記載すべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている扶養親族又は提出する者の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

一 給与所得者の扶養親族等申告書等

二 公的年金等受給者の扶養親族等申告書

三略

4略

三略

2略

3 給与所得者の扶養親族申告書又は給与所得者の扶養親族異動申告書

(以下この条において「給与所得者の扶養親族申告書等」という。)

の提出を受ける給与支払者が、当該給与所得者の扶養親族申告書等に記載されるべき扶養親族又は当該給与所得者の扶養親族申告書等を提出する者(以下この項及び次項第一号において「提出する者」という。

)の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿(当該給与所得者の扶養親族申告書等の提出の前に、当該提出する者から次に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。)を備えているときは、当該提出する者は、前二項の規定にかかわらず、当該給与支払者に提出する給与所得者の扶養親族申告書等には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該給与所得者の扶養親族申告書等に記載すべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている扶養親族又は提出する者の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

一 給与所得者の扶養親族申告書等

二 公的年金等受給者の扶養親族申告書

三略

4略

5 給与支払者は、前項の帳簿を、最後に第三項の規定の適用を受けて提出された給与所得者の扶養親族等申告書等に係る前条第二項ただし書の規定による期限まで保存しなければならない。

6 第三項の規定の適用を受けて給与所得者の扶養親族等申告書等を提出した者が当該給与所得者の扶養親族等申告書等に記載すべき氏名、住所又は個人番号を変更した場合には、その者は、遅滞なく、当該給与所得者の扶養親族等申告書等を受理した給与支払者に、変更前の氏名、住所又は個人番号及び変更後の氏名、住所又は個人番号を記載した届出書を提出しなければならない。当該届出書を提出した後、再び当該届出書に記載した氏名、住所又は個人番号を変更した場合も、同様とする。

7及び8 略

9 給与所得者の扶養親族等申告書及び給与所得者の扶養親族異動申告書を受理した給与支払者は、当該申告書に、当該給与支払者の個人番号又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下道府県民税及び市町村民税について同じ。）を付記するものとする。

10 控除対象外国扶養親族に係る第一項第二号に掲げる事項を記載した給与所得者の扶養親族等申告書又は給与所得者の扶養親族異動申告書を提出した者がこれらの申告書に係る法第四十五条の三の二第一項及び第二項並びに第三百七条の三の二第一項及び第二項の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る非課税限度額制度適用者である場合には、当該申告書を提出した者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書

5 給与支払者は、前項の帳簿を、最後に第三項の規定の適用を受けて提出された給与所得者の扶養親族申告書等に係る前条第二項ただし書の規定による期限まで保存しなければならない。

6 第三項の規定の適用を受けて給与所得者の扶養親族申告書等を提出した者が当該給与所得者の扶養親族申告書等に記載すべき氏名、住所又は個人番号を変更した場合には、その者は、遅滞なく、当該給与所得者の扶養親族申告書等を受理した給与支払者に、変更前の氏名、住所又は個人番号及び変更後の氏名、住所又は個人番号を記載した届出書を提出しなければならない。当該届出書を提出した後、再び当該届出書に記載した氏名、住所又は個人番号を変更した場合も、同様とする。

7及び8 略

9 給与所得者の扶養親族申告書及び給与所得者の扶養親族異動申告書を受理した給与支払者は、当該申告書に、当該給与支払者の個人番号又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下道府県民税及び市町村民税について同じ。）を付記するものとする。

10 控除対象外国扶養親族に係る第一項第二号に掲げる事項を記載した給与所得者の扶養親族申告書又は給与所得者の扶養親族異動申告書を提出した者がこれらの申告書に係る法第四十五条の三の二第一項及び第二項並びに第三百七条の三の二第一項及び第二項の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る非課税限度額制度適用者である場合には、当該申告書を提出した者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書

類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、第二条の二第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三第三項の規定により市町村長に提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

11 前項の規定による国外扶養親族証明書類の提出については、同項の給与所得者の扶養親族等申告書又は給与所得者の扶養親族異動申告書を受理した給与支払者を経由して提出することを妨げない。

(給与所得者の扶養親族等申告書の電磁的方法による提供方法等)

第二条の三の四 給与所得者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項の所得税法第九十八条第二項の規定による電磁的方法による提供と併せて行わなければならない。

- 一 給与所得者が給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき事項を法第四十五条の三の二第四項及び第三百七条の三の二第四項の規定により電磁的方法により提供する場合 所得税法第九十四条第一項の申告書に記載すべき事項

二 略

2 略

第二条の三の五 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(次項において「公的年金等受

給者の扶養親族等申告書の提出方法)

類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、第二条の二第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三第三項の規定により市町村長に提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

11 前項の規定による国外扶養親族証明書類の提出については、同項の給与所得者の扶養親族申告書又は給与所得者の扶養親族異動申告書を受理した給与支払者を経由して提出することを妨げない。

(給与所得者の扶養親族申告書の電磁的方法による提供方法等)

第二条の三の四 給与所得者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項の所得税法第九十八条第二項の規定による電磁的方法による提供と併せて行わなければならない。

- 一 給与所得者が給与所得者の扶養親族申告書に記載すべき事項を法第四十五条の三の二第四項及び第三百七条の三の二第四項の規定により電磁的方法により提供する場合 所得税法第九十四条第一項の申告書に記載すべき事項

二 略

2 略

第二条の三の五 所得税法第二百三条の五第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(次項において「公的年金等受

給者の扶養親族申告書の提出方法)

給者」という。)が法第四十五条の三の三第一項及び第三百七条の三の三第一項の規定による申告書(以下この条及び次条において「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」という。)を提出する場合には、所得税法第二百三条の六第一項の規定による申告書と併せて法第四十五条の三の三第一項及び第三百七条の三の三第一項の公的年金等支払者(次項及び次条において「公的年金等支払者」という。)を経由して、提出しなければならない。

2 公的年金等支払者が公的年金等受給者から受理した公的年金等受給者の扶養親族等申告書(法第四十五条の三の三第四項及び第三百七条の三の三第五項の規定の適用により当該公的年金等支払者が提供を受けた当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載すべき事項を含む。)及び国外扶養親族証明書類(第二条の二第六項第二号に掲げる書類を除く。)は、法第四十五条の三の三第一項及び第三百七条の三の三第一項に規定する市町村長が当該公的年金等支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該公的年金等支払者が保存するものとする。ただし、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

3 法第四十五条の三の三第一項及び第三百七条の三の三第一項の規定により公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載することとされている扶養親族の氏名については、控除対象扶養親族以外の扶養親族の氏名に限るものとする。

給者」という。)が法第四十五条の三の三第一項及び第三百七条の三の三第一項の規定による申告書(以下この条及び次条において「公的年金等受給者の扶養親族申告書」という。)を提出する場合には、所得税法第二百三条の五第一項の規定による申告書と併せて法第四十五条の三の三第一項及び第三百七条の三の三第一項の公的年金等支払者(次項及び次条において「公的年金等支払者」という。)を経由して、提出しなければならない。

2 公的年金等支払者が公的年金等受給者から受理した公的年金等受給者の扶養親族申告書(法第四十五条の三の三第四項及び第三百七条の三の三第五項の規定の適用により当該公的年金等支払者が提供を受けた当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき事項を含む。)及び国外扶養親族証明書類(第二条の二第六項第二号に掲げる書類を除く。)は、法第四十五条の三の三第一項及び第三百七条の三の三第一項に規定する市町村長が当該公的年金等支払者に対しその提出を求めるまでの間、当該公的年金等支払者が保存するものとする。ただし、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に係るこれらの規定に規定する提出期限の属する年の翌年一月十日の翌日から七年を経過する日後においては、この限りでない。

3 法第四十五条の三の三第一項及び第三百七条の三の三第一項の規定により公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載することとされている扶養親族の氏名については、控除対象扶養親族以外の扶養親族の氏名に限るものとする。

(公的年金等受給者の扶養親族等申告書の記載事項)

第二条の三の六 法第四十五条の三の三第一項第四号及び第三百十七条の

三の三第一項第四号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出する者(次号において「申告者」という。)の氏名、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)

二 略

三 児童扶養手当法第四条第一項に規定する児童扶養手当の支給を受けている事実

四 法第二十三条第一項第十二号の二及び第二百九十二条第一項第十二号の二に規定する児童の氏名及び前年の法第三十二条第一項及び第三百十三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の見積額

五 略

2 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出を受ける公的年金等支払者が、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載されるべき扶養親族又は当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出する者(以下この項において「提出する者」という。)の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿(当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出の前に、当該提出する者から第二条の三の三第三項各号に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。)を備えているときは、当該提出する者は、前項の規定にかかわらず、当該公的年金等支払者に提出す

(公的年金等受給者の扶養親族申告書の記載事項)

第二条の三の六 法第四十五条の三の三第一項第三号及び第三百十七条の

三の三第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出する者(次号において「申告者」という。)の氏名、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)

二 略

三 略

2 公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出を受ける公的年金等支払者が、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載されるべき扶養親族又は当該公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出する者(以下この項において「提出する者」という。)の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿(当該公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出の前に、当該提出する者から第二条の三の三第三項各号に掲げる申告書の提出を受けて作成されたものに限る。)を備えているときは、当該提出する者は、前項の規定にかかわらず、当該公的年金等支払者に提出す

る当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載すべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている扶養親族又は提出する者の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

3 略

4 公的年金等支払者は、前項の帳簿を、最後に第二項の規定の適用を受けて提出された公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る前条第二項ただし書の規定による期限まで保存しなければならない。

5 第二条の三の三第六項から第八項までの規定は、第二項の規定の適用を受けて公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者が当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載すべき氏名、住所又は個人番号を変更した場合について準用する。

6 公的年金等支払者が、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載されるべき第一項第一号に規定する申告者の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿であつて、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出の前に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十四条第二項の規定による求めに基づく機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。）の提供を受けて作成されたものを備えている場合における第二項（当該申告者に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該帳簿を同項に規定する帳簿に該当するものとして、同項の規定を適用することができる。

る当該公的年金等受給者の扶養親族申告書には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されている扶養親族又は提出する者の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。

3 略

4 公的年金等支払者は、前項の帳簿を、最後に第二項の規定の適用を受けて提出された公的年金等受給者の扶養親族申告書に係る前条第二項ただし書の規定による期限まで保存しなければならない。

5 第二条の三の三第六項から第八項までの規定は、第二項の規定の適用を受けて公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出した者が当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき氏名、住所又は個人番号を変更した場合について準用する。

6 公的年金等支払者が、公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載されるべき第一項第一号に規定する申告者の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿であつて、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出の前に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十四条第二項の規定による求めに基づく機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。）の提供を受けて作成されたものを備えている場合における第二項（当該申告者に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該帳簿を同項に規定する帳簿に該当するものとして、同項の規定を適用することができる。

7 略

8 公的年金等受給者の扶養親族等申告書を受理した公的年金等支払者は、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書に、当該公的年金等支払者の法人番号を付記するものとする。

9 控除対象外国外扶養親族に係る第一項第二号に掲げる事項を記載した公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者（法第四十五条の三の三第二項及び第三百七条の三の三第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る法第四十五条の三の三第一項及び第三百七条の三の三第一項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る非課税限度額制度適用者である場合には、当該公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出した者は、当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、第二条の二第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三第三項の規定により市町村長に提出した当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

10 前項の規定による国外扶養親族証明書類（第二条の二第六項第二号に掲げる書類を除く。）の提出については、前項の公的年金等受給者の扶養親族等申告書を受理した公的年金等支払者を經由して提出することを妨げない。

7 略

8 公的年金等受給者の扶養親族申告書を受理した公的年金等支払者は、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に、当該公的年金等支払者の法人番号を付記するものとする。

9 控除対象外国外扶養親族に係る第一項第二号に掲げる事項を記載した公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出した者（法第四十五条の三の三第二項及び第三百七条の三の三第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に係る法第四十五条の三の三第一項及び第三百七条の三の三第一項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る非課税限度額制度適用者である場合には、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出した者は、当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、第二条の二第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三第三項の規定により市町村長に提出した当該控除対象外国外扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

10 前項の規定による国外扶養親族証明書類（第二条の二第六項第二号に掲げる書類を除く。）の提出については、前項の公的年金等受給者の扶養親族申告書を受理した公的年金等支払者を經由して提出することを妨げない。

(公的年金等受給者の扶養親族等申告書の電磁的方法による提供方法)

第二条の三の七 法第四十五条の三の三第四項及び第三百七条の三の三第四項の規定による電磁的方法による提供は、所得税法第二百三条の六第一項の規定による申告書に記載すべき事項の同法第九十八条第二項の規定による電磁的方法による提供と併せて行わなければならない。

(地方税関係手続用電子情報処理組織による申告及び地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例)

第三条の三の三 法第五十三条第四十六項ただし書に規定する総務省令で定める記録用の媒体は、同項に規定する添付書類記載事項の法第二十六条第一項に規定する電磁的記録を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

2 法第五十三条第五十項後段に規定する総務省令で定める書類は、同条第四十六項の内国法人が、法人税法第七十五条の四第二項(同法第八十条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により同法第七十五条の四第二項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出したことを明らかにする書類とする。

3 法第五十三条第五十一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請をする内国法人の名称、事務所、事業所又は寮等所在の道府県及び法人番号

二 代表者の氏名

(公的年金等受給者の扶養親族申告書の電磁的方法による提供方法)

第二条の三の七 法第四十五条の三の三第四項及び第三百七条の三の三第四項の規定による電磁的方法による提供は、所得税法第二百三条の五第一項の規定による申告書に記載すべき事項の同法第九十八条第二項の規定による電磁的方法による提供と併せて行わなければならない。

三 電気通信回線の故障、災害その他の理由により法第五十三条第五十
項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困
難である事情が生じた日

四 その他参考となるべき事項

4 法第五十三条第五十一項に規定する総務省令で定める書類は、電気通
信回線の故障、災害その他の理由により同条第五十項に規定する地方税
関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であることを明らか
にする書類とする。

5 法第五十三条第五十七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲
げる事項とする。

- 一 届出をする内国法人の名称、事務所、事業所又は寮等所在の道府県
及び法人番号
- 二 代表者の氏名
- 三 法第五十三条第五十項の承認を受けた日又はその承認があつたもの
とみなされた日
- 四 法第五十三条第五十七項の規定の適用をやめようとする理由
- 五 その他参考となるべき事項

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の
徴収猶予の申請書類)

第三条の四 略

2 政令第九条の九の四第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に
掲げる書類とする。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の
徴収猶予の申請書類)

第三条の四 略

2 政令第九条の九の四第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に
掲げる書類とする。

一 略

二 法第五十五条の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十六条の四第二十七項第一号（同法第六十六条の四の三第十四項又は第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る法人税額に基づくものであること及び同法第六十六条の四第二十七項第三号（同法第六十六条の四の三第十四項又は第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものであること並びに前号の申立てに係る条約相手国等（法第五十五条の二第一項に規定する条約相手国等をいう。第三条の四の三において同じ。）との間の相互協議（法第五十五条の二第一項に規定する相互協議をいう。次条から第三条の四の四までにおいて同じ。）の対象であることを明らかにする書類

三 略

（法第五十五条の三に規定する国税庁長官の通知）

第三条の四の二 法第五十五条の三第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 略

四 第一号の申立てに係る地方法人税額（租税特別措置法第六十六条の四第二十七項第三号に掲げる更正決定に係る地方法人税額をいう。第三条の四の四第一項第四号及び第五号において同じ。）

一 略

二 法第五十五条の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十六条の四第二十一項第一号（同法第六十六条の四の三第十四項又は第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る法人税額に基づくものであること及び同法第六十六条の四第二十一項第三号（同法第六十六条の四の三第十四項又は第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものであること並びに前号の申立てに係る条約相手国等（法第五十五条の二第一項に規定する条約相手国等をいう。第三条の四の三において同じ。）との間の相互協議（法第五十五条の二第一項に規定する相互協議をいう。次条から第三条の四の四までにおいて同じ。）の対象であることを明らかにする書類

三 略

（法第五十五条の三に規定する国税庁長官の通知）

第三条の四の二 法第五十五条の三第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 略

四 第一号の申立てに係る地方法人税額（租税特別措置法第六十六条の四第二十一項第三号に掲げる更正決定に係る地方法人税額をいう。第三条の四の四第一項第四号及び第五号において同じ。）

五 略

2 及び 3 略

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請書類)

第三条の四の三 略

2 政令第九条の九の五第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 法第五十五条の四第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項第一号(同法第六十八条の百七の第二十三項において準用する場合を含む。)に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づくものであること及び同法第六十八条の八十八第二十八項第三号(同法第六十八条の百七の第二十三項において準用する場合を含む。)に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものであること並びに前号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象であることを明らかにする書類

三 略

(法第七十二条の二十五第十五項及び第十六項の方法)

第四条の六の二 法第七十二条の二十五第十五項及び第十六項に規定する

総務省令で定める方法は、法人税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十

五 略

2 及び 3 略

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予の申請書類)

第三条の四の三 略

2 政令第九条の九の五第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 法第五十五条の四第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十八条の八十八第二十二項第一号(同法第六十八条の百七の第二十三項において準用する場合を含む。)に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づくものであること及び同法第六十八条の八十八第二十二項第三号(同法第六十八条の百七の第二十三項において準用する場合を含む。)に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものであること並びに前号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象であることを明らかにする書類

三 略

二号)第三十六条の三の二第三項各号に掲げる方法とする。

(法第七十二条の二十六第十項及び第十一項の方法)

第四条の七の二 法第七十二条の二十六第十項及び第十一項に規定する総務省令で定める方法は、法人税法施行規則第三十六条の三の二第三項各号に掲げる方法とする。

(地方税関係手続用電子情報処理組織による申告)

第五条の二 法第七十二条の三十二第一項ただし書に規定する総務省令で定める記録用の媒体は、同項に規定する添付書類記載事項の法第七十二条の七第一項に規定する電磁的記録を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

(地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例)

第五条の二の二 法第七十二条の三十二の二第一項後段に規定する総務省令で定める書類は、法第七十二条の三十二第一項の内国法人が、法人税法第七十五条の四第二項(同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により同法第七十五条の四第二項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出したことを明らかにする書類とする。

2 法第七十二条の三十二の二第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

-
- 一 申請をする内国法人の名称、事務所又は事業所所在の道府県及び法人番号
 - 二 代表者の氏名
 - 三 電気通信回線の故障、災害その他の理由により法第七十二条の三十二の二第一項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難である事情が生じた日
 - 四 その他参考となるべき事項
- 3 法第七十二条の三十二の二第二項に規定する総務省令で定める書類は、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同条第一項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であることを明らかにする書類とする。
 - 4 法第七十二条の三十二の二第八項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 届出をする内国法人の名称、事務所又は事業所所在の道府県及び法人番号
 - 二 代表者の氏名
 - 三 法第七十二条の三十二の二第一項の承認を受けた日又はその承認があつたものとみなされた日
 - 四 法第七十二条の三十二の二第一項の規定の適用をやめようとする理由
 - 五 その他参考となるべき事項
- (租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収
-

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収

猶予の申請書類)

第五条の二三 略

2 政令第三十二条の二第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額が、租税特別措置法第六十六条の四第二十七項第一号(同法第六十六条の四の三第十四項又は第六十七条の第十三項において準用する場合を含む。)に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等(法第七十二条の三十九の二第一項に規定する条約相手国等をいう。第五条の四において同じ。)との間の相互協議(法第七十二条の三十九の二第一項に規定する相互協議をいう。次条から第五条の五までにおいて同じ。)の対象であることを明らかにする書類

三 略

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請書類)

第五条の四 略

2 政令第三十二条の三第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

猶予の申請書類)

第五条の二 略

2 政令第三十二条の二第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額が、租税特別措置法第六十六条の四第二十七項第一号(同法第六十六条の四の三第十四項又は第六十七条の第十三項において準用する場合を含む。)に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等(法第七十二条の三十九の二第一項に規定する条約相手国等をいう。第五条の四において同じ。)との間の相互協議(法第七十二条の三十九の二第一項に規定する相互協議をいう。次条から第五条の五までにおいて同じ。)の対象であることを明らかにする書類

三 略

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予の申請書類)

第五条の四 略

2 政令第三十二条の三第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額が、租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項第一号（同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象であることを明らかにする書類

三 略

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予の申請書類）

第六条の九 略

2 略

（法第七十二条の五十七の三に規定する国税庁長官の通知）

第六条の十 略

2 及び 3 略

（法第七十二条の六十三の二第四項の場合等）

一 略

二 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額が、租税特別措置法第六十八条の八十八第二十二項第一号（同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づくものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象であることを明らかにする書類

三 略

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予の申請書類）

第七条 略

2 略

（法第七十二条の五十七の三に規定する国税庁長官の通知）

第七条の二 略

2 及び 3 略

第七条の二の二 削除

（法第七十二条の六十三の二第四項の場合等）

第七条 略

2 略

(法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項の従業者数)

第七条の二 法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項に規定する事業所統計の最近に公表された結果による各市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）の従業者数は、経済センサス基礎調査規則（平成二十年総務省令第二百二十五号）により調査した平成二十六年七月一日現在における従業者数とする。ただし、当該従業者数が公表された後において市町村の廃置分合若しくは境界変更があつたとき又は市町村の境界が確定したときは、都道府県知事が必要と認める場合に限り、当該廃置分合若しくは境界変更又は境界確定に係る区域の従業者数を関係市町村の従業者数に加え、又は関係市町村の従業者数から減じたものとすることができる。

(福島県南相馬市等に係る従業者数の定義の特例)

第七条の二の二 福島県南相馬市、双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項の規定の適用については、当分の間、事業所統計の最近に公表された結果による当該市町村の従業者数は、前条の規定にかかわらず、経済センサス基礎調査規則により調査した平成二十一年七月一日現在における当該市町村の従業者数に、平成二十六年六月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載さ

第七条の二の三 略

2 略

れている者の数を平成二十一年六月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た従業者数（その従業者数が同令により調査した同年七月一日現在における当該市町村の従業者数を超えるときは、同令により調査した同日現在における当該市町村の従業者数とする。）とする。

（法人の事業税の交付額の算定の特例）

第七条の二三 道府県は、政令第三十五条の四の七の規定により各交付時期に交付すべき額を算定した場合において、当該交付すべき額が負数となるときは、当該交付時期においては交付を行わないものとし、当該負数となつた額を当該交付時期の次の交付時期に交付すべき額から減額するものとする。

2 前項の規定は、政令第五十七条の二の七第三項の規定による都における法人の行う事業に対する事業税の交付について準用する。

（法第七十二条の百四第四項の総務省令で定める額）

第七条の二の九 法第七十二条の百四第四項に規定する統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である商業統計の最近に公表された結果に基づき総務省令で定める額は、商業統計調査規則（昭和二十七年通商産業省令第六十号）によつて平成二十六年七月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する商業調査の結果として公表された平成二十六年商業統計表第四巻品目編第二表（区市郡別、商品（小売）別の事業所数及び年間商品販売額）の表頭「小売計」のうち「

（法第七十二条の百四第四項の総務省令で定める額）

第七条の二の九 法第七十二条の百四第四項に規定する統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である商業統計の最近に公表された結果に基づき総務省令で定める額は、商業統計調査規則（昭和二十七年通商産業省令第六十号）によつて平成二十六年七月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する商業調査の結果として公表された平成二十六年商業統計表第四巻品目編第二表（区市郡別、商品（小売）別の事業所数及び年間商品販売額）の表頭「小売計」のうち「

年間商品販売額」の表側「計」の欄の額から、同表の表頭「六〇」その他の小売」のうち「六〇三三一」医療用医薬品小売」のうち「年間商品販売額」の表側「計」の欄の額と、平成二十六年商業統計表第二巻産業編（都道府県表）第六表（小売業の都道府県別、東京特別区・政令指定都市別、産業分類小分類別、商品販売形態別の事業所数、年間商品販売額及び構成比）の表頭「小売計」のうち「商品販売形態」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「小売業計」の欄の額、同表の表頭「小売計」のうち「商品販売形態」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「小売業計」の欄の額及び同表の表頭「小売計」のうち「商品販売形態」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「小売業計」の欄の額の合計額と、平成二十六年商業統計表業態別統計編（小売業）第五表（都道府県別、業態別、商品販売形態別の事業所数、年間商品販売額及び構成比）の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額を控除した額、同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネ

年間商品販売額」の表側「計」の欄の額から、同表の表頭「六〇」その他の小売」のうち「六〇三三一」医療用医薬品小売」のうち「年間商品販売額」の表側「計」の欄の額と、平成二十六年商業統計表第二巻産業編（都道府県表）第六表（小売業の都道府県別、東京特別区・政令指定都市別、産業分類小分類別、商品販売形態別の事業所数、年間商品販売額及び構成比）の表頭「小売計」のうち「商品販売形態」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「小売業計」の欄の額、同表の表頭「小売計」のうち「商品販売形態」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「小売業計」の欄の額及び同表の表頭「小売計」のうち「商品販売形態」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「小売業計」の欄の額の合計額と、平成二十六年商業統計表業態別統計編（小売業）第五表（都道府県別、業態別、商品販売形態別の事業所数、年間商品販売額及び構成比）の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「百貨店」の欄の額を控除した額、同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネ

「ネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額を控除した額、同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額を控除した額の合計額との合計額を控除した額とする。ただし、当該額が公表された後において都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつたときは、次に掲げる額を合計して得た額を、当該境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県については当該都道府県の額から減じたものとし、当該区域が新たに属することとなつた都道府県については当該都道府県の額に加えたものとする。

「ネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品専門店」の欄の額を控除した額、同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額を控除した額の合計額との合計額を控除した額とする。ただし、当該額が公表された後において都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつたときは、次に掲げる額を合計して得た額を、当該境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県については当該都道府県の額から減じたものとし、当該区域が新たに属することとなつた都道府県については当該都道府県の額に加えたものとする。

二 境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県の額の二分の一の額に、当該区域の従業者数（経済センサス基礎調査規則

）によつて調査した平成二十六年七月一日現在における従業者数又はこれに相当する従業者数として総務大臣が別に定める従業者数をいう。以下この号及び次条第二号において同じ。）を当該都道府県の従業者数で除して得た率を乗じて得た額

（法第四百九条第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等）

第九条の二 法第四百九条第一項第二号に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車で当該自動車に係る道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第五十八条に規定する自動車検査証（以下この条及び第九条の四において「自動車検査証」という。）において 燃料が可燃性天然ガスである旨が明らかにされているもの（可燃性天然ガス以外の燃料を用いる旨が併せて明らかにされているものを除く。）とする。

2 | 法第四百九条第一項第二号イに規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下この条及び第九条の四において「細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号の基準とする。

二 境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県の額の二分の一の額に、当該区域の従業者数（経済センサス基礎調査規則（平成二十年総務省令第二百二十五号）によつて調査した平成二十六年七月一日現在における従業者数又はこれに相当する従業者数として総務大臣が別に定める従業者数をいう。以下この号及び次条第二号において同じ。）を当該都道府県の従業者数で除して得た率を乗じて得た額

（法第四百九条第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等）

第九条の二 法第四百九条第一項第二号に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車で当該自動車に係る道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第五十八条に規定する自動車検査証（以下この条及び第九条の四において「自動車検査証」という。）に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの（可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。）とする。

3| 法第百四十九条第一項第二号ロに規定する平成二十一年十月一日（車

両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- 一 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び第九条の四において同じ。）が三・五トン以下の自動車 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の細目告示（以下この条及び第九条の四において「旧細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号イの基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号。以下この条及び第九条の四において「適用関係告示」という。）第二十八条第百三十三項の基準

二 略

4| 法第百四十九条第一項第二号ロに規定する窒素酸化物の排出量が平成

二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

- 一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の(1)から(3)までに掲げる自動

2| 法第百四十九条第一項第二号 に規定する平成二十一年十月一日（車

両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- 一 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び第九条の四において同じ。）が三・五トン以下の自動車 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。

以下この条及び第九

条の四において「細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号の基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号。以下この条及び第九条の四において「適用関係告示」という。）第二十八条第百三十三項の基準

二 略

3| 法第百四十九条第一項第二号 に規定する窒素酸化物の排出量が平成

二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

- 一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十一号のイに掲げる自動車については同

車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三号）第五条の規定による認定（以下この条及び第九条の四において「低排出ガス車認定」という。）を受けたものであること。

二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第九号に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

5| 略

6| 法第百四十九条第一項第三号に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証において ハイブリッド自動車である旨が明らかにされている自動車とする。

7| 法第百四十九条第一項第三号に規定する動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証において プラグインハイブリッド自動車である旨が明らかにされている自動車とする。

8| 法第百四十九条第一項第四号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値のそれぞれ十分の九を超えない自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（以下この条及び第九条の四において「特定基準」という。）に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第九号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

4| 略

5| 法第百四十九条第一項第三号に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が高ブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

6| 法第百四十九条第一項第三号に規定する動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が高ブリッド自動車であることが記載されている自動車とする。

7| 法第百四十九条第一項第四号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合する

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準（法第四百四十九条第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条及び第九条の四において同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準（法第四百四十九条第一項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条及び第九条の四において同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号。第十二項第二号において「燃費評価実施要領」という。）第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四 において「平成三十二年燃費基準達成レベル」という。）が百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされて

9 | 法第四百四十九条第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号（粒子状物質に係る

ものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号。第九項第二号 において「実施要領」という。）第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル（第九条の四第一項第二号及び第十項第二号において「平成三十二年燃費基準達成レベル」という。）が百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

部分を除く。)の基準とする。

10) 法第百四十九条第一項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第三号イ(粒子状物質に係る部分を除く。)の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の基準とする。

11) 法第百四十九条第一項第四号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス認定を受けたものであること。

二 平成三十二年度燃費基準達成レベルが百二十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

12) 法第百四十九条第一項第四号ハに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該

8) 法第百四十九条第一項第四号イ(1)に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号イ(粒子状物質に係る部分を除く。)の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の基準とする。

9) 法第百四十九条第一項第四号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該

当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のロ又はハに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 燃費評価実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

13| 法第百四十九条第一項第四号ニに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 実施要領 第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

10| 法第百四十九条第一項第四号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のハに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合する

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の③の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

14 法第百四十九条第一項第四号ホに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハの窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の③の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出

ものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

11 法第百四十九条第一項第四号ニに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

いること。

15) 法第四百九条第一項第五号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準（法第四百九条第一項第五号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準をいう。第十八項第一号及び第九条の四において同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準（法第四百九条第一項第五号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準をいう。第十八項第一号及び第九条の四において同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

16 法第四百九条第一項第五号イ(1)(i)に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号(粒子状物質に係る部分を除く。)の基準とする。

17 法第四百九条第一項第五号イ(1)(ii)に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第三号イ(粒子状物質に係る部分を除く。)の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の基準とする。

18 法第四百九条第一項第五号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百二十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

と。

19) 法第百四十九条第一項第六号イに規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号の基準とする。

20) 法第百四十九条第一項第六号イに規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第七号イの基準とする。

21) 法第百四十九条第一項第六号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十一年軽油軽中量車基準（同号イに規定する平成三十一年軽油軽中量車基準をいう。第九条の四において同じ。）に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第七号イの表の(3)の窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

いること。

22) 法第百四十九条第一項第六号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上である自動車（当該自動

12) 法第百四十九条第一項第五号イに規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号の基準とする。

13) 法第百四十九条第一項第五号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件

に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第七号の表のハに掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

14) 法第百四十九条第一項第五号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上である自動車（当該自動

車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされて

いる自動車に限る。)とする

23| 法第百四十九条第一項第六号ニに規定する車両総重量が三・五トン

を超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準（同号ニ(1)(i)に規定する平成二十八年軽油重量車基準をいう。第九条の四において同じ。）に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第百六十四項第一号に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること

24| 法第百四十九条第一項第六号ニ(1)(i)に規定する平成二十八年十月一日

（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガ

車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準十五パー

セント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。)とする

15| 法第百四十九条第一項第五号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

16| 法第百四十九条第一項第五号ニ(1)に規定する平成二十八年十月一日

（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガ

ス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第五号の基準とする。

- 25| 法第百四十九条第一項第六号ニ(1)(ii)に規定する平成二十一年十月一日(車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百六十四項第一号の基準とする。
- 26| 法第百四十九条第一項第六号ホに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上である自動車(当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。)とする。

27| 及び 28| 略

ス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第五号の基準とする。

- 17| 法第百四十九条第一項第五号ホに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。
- 一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第百六十四項第一号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。
 - 二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。
- 18| 法第百四十九条第一項第五号ホ(1)に規定する平成二十一年十月一日(車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、適用関係告示第二十八条第百六十四項第一号の基準とする。
- 19| 法第百四十九条第一項第五号へに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上である自動車(当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。)とする。

20| 及び 21| 略

29 法第百四十九条第二項において準用する同条第一項（第四号イからハまでに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第八項、第十一項及び第十二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす

第八項第二号	<p>第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において</p> <p>「平成三十二年燃費基準達成レベル」という。）が百十以上であること及び</p>	<p>第三条に規定する十・十五モード燃費値（第十一項第二号及び第十二項第二号において「十・十五モード燃費値」という。）が同条第一号に規定する平成三十二年燃費基準エネルギー消費効率（第十項第二号及び第十二項第二号において「平成三十二年燃費基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百六十五を乗じて得た数値以上であること並びに</p>	その旨	その旨並びに自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定す
--------	--	---	-----	-----------------------------------

22 法第百四十九条第二項において準用する同条第一項（第四号イ及びロに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第七項及び第九項

の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす

第七項第二号	<p>第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル（第九条の四第一項第二号及び第十項第二号において</p> <p>「平成三十二年燃費基準達成レベル」という。）が百十以上であること及び</p>	<p>第三条に規定する十・十五モード燃費値（第九項第二号</p> <p>において「十・十五モード燃費値」という。）が同条第一号に規定する平成三十二年燃費基準エネルギー消費効率（第九項第二号</p> <p>において「平成三十二年燃費基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百六十五を乗じて得た数値以上であること並びに</p>	当該自動車は平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車	自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定す
--------	---	--	-----------------------------	-----------------------------

		第十一項第二号	平成三十二年燃費基準達成レベルが百二十以上であること及び	その旨
<p>る国土交通大臣が告示で定める方法第一条第二号及び第三号に掲げる方法(第十一項第二号及び第十二項第二号において「JCO八モード法及びWLTCモード法」という。)</p> <p>により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年燃費基準エネルギー消費効率に百分の百八十を乗じて得た数値以上であること並びに</p> <p>その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>			

<p>る国土交通大臣が告示で定める方法第一条第二号に掲げる方法(第九項第二号において「JCO八モード法」という。)</p> <p>により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車は平成二十二年度燃費基準六十五パーセント向上達成車</p>				

第十二項第二号	燃費評価実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上であること及び	十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに
	その旨	その旨並びにJC〇八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

（法第五十七條第一項第一号イの乗用車等）

第九條の四 法第五十七條第一項第一号イに規定する乗用車で総務省令

で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

第九項第二号	実施要領 第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上であること及び	十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに
	当該自動車が平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車	JC〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準五十パーセント向上達成車

（法第五十七條第一項第一号イの乗用車等）

第九條の四 法第五十七條第一項第一号イに規定する乗用車で総務省令

で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のイに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合する

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

2 法第五十七条第一項第一号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成三十二年燃費基準達成車であることが記載されていること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百十以上百二十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

3 法第百五十七条第一項第一号ハに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のロ又はハに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

4 法第百五十七条第一項第一号ニに規定する車両総重量が二・五トンを

2 法第百五十七条第一項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

3 法第百五十七条第一項第一号ハに規定する車両総重量が二・五トンを

超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のハの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の③の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

5 | 法第百五十七条第一項第一号ホに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のハの窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス

超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のハに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

4 | 法第百五十七条第一項第一号ニに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のハに掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

6 法第五十七条第一項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百以上百十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

7| 法第百五十七條第一項第二号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

8| 二 平成三十二年度燃費基準達成レベルが百十以上百二十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

8| 法第百五十七條第一項第三号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第七号イの表の(3)の窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

5| 法第百五十七條第一項第二号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件

に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第七号の表のハに掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十未満であること
及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされて
いること。

9 | 法第百五十七條第一項第三号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十以上百十五未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされて

いる自動車に限る。）とする。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十未満であること
及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車は平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

6 | 法第百五十七條第一項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十以上百十五未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車は平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

7 | 法第百五十七條第一項第二号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十以上百十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車は平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

8 | 法第百五十七條第一項第二号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八條第六十四項第一号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十以上百十未満であること
及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車は平成二十七年燃

費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

10) 法第五十七條第一項第三号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八條第六十四項第一号に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

11) 法第五十七條第一項第三号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされている自動車に限る。）とする。

12) 法第五十七條第二項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物

9) 法第五十七條第一項第二号ホに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

10) 法第五十七條第二項第一号イに規定する乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一條第一項第三号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車について

の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上で平成三十二年燃費基準達成レベルが百未満

であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

13 法第五十七条第二項第一号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸

は同表のハに掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上で平成三十二年燃費基準達成レベルが百未満（車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックにあつては、平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百十五未満）であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車に平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

14 法第五十七條第二項第一号ハに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロ又はハに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)又は(3)に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

15 法第百五十七条第二項第一号ニに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

16 法第百五十七条第二項第一号ホに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハの窒素酸化物

11 法第百五十七条第二項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

12 法第百五十七条第二項第一号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されていること。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

17 法第五十七條第二項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上で平成三十二年燃費基準達成レベルが百未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の燃費基準達成レベルが百十未満であることが記載されていること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

査証においてその旨が明らかにされていること。

18) 法第百五十七条第二項第二号ロに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

19) 法第百五十七条第二項第三号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第七号イの表の(3)の窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

13) 法第百五十七条第二項第二号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件

に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第七号の表のハに掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

るいん。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされて

いること。

20) 法第五十七條第二項第三号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十未満である自動車(当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。)とする。

るいん。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されていること。

14) 法第五十七條第二項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百五十未満である自動車(当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車平成二十七年燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。)とする。

15) 法第五十七條第二項第二号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百五未満である自動車(当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車平成二十七年燃費基準達成車であることが記載されている自動車に限る。)とする。

16) 法第五十七條第二項第二号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八條第六十四項第一号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び

21| 法第五十七條第二項第三号ハに規定する車両総重量が三・五トンを

超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第六十四項第一号に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

22| 法第五十七條第二項第三号ニに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされて

いる自動車に限る。）とする。

23| 法第五十七條第四項において準用する同条第一項（第一号イからハまでに係る部分に限る。）又は第二項（第一号イからハまでに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第一項から第三項まで及び第十二項から第十四項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字

び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されていること。

17| 法第五十七條第二項第二号ホに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満である自動車（当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されている自動車に限る。）とする。

18| 法第五十七條第四項において準用する同条第一項（第一号イ及びロに係る部分に限る。）又は第二項（第一号イに係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第一項、第二項及び第十項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字

句とする。

<p>第一項第二号</p>	<p>平成三十二年燃費基準 達成レベルが百以上百十 未満であること及び</p>	<p>自動車の燃費性能の評価 及び公表に関する実施要 領第三条に規定する十・ 十五モード燃費値（以下 この条 において「十・十五モー ド燃費値」という。）が 同条第一号に規定する平 成三十二年基準エネル ギー消費効率（以下この 条 において「平成三十二年基 準エネルギー消費効率」 という。）に百分の百五 十を乗じて得た数値以上 であること並びに</p> <p>その旨並びに自動車のエ ネルギー消費効率の算定 等に関する省令に規定す る国土交通大臣が告示で 定める方法第一条第二号 及び第三号に掲げる方法</p>
---------------	---	--

句とする。

<p>第一項第二号</p>	<p>平成三十二年燃費基準 達成レベルが百以上百十 未満であること及び</p>	<p>自動車の燃費性能の評価 及び公表に関する実施要 領第三条に規定する十・ 十五モード燃費値（次項 第二号及び第十項第二号 において「十・十五モー ド燃費値」という。）が 同条第一号に規定する平 成三十二年基準エネル ギー消費効率（次項第二 号及び第十項第二号にお いて「平成三十二年基 準エネルギー消費効率」 という。）に百分の百五 十を乗じて得た数値以上 であること並びに</p> <p>当該自動車が平成三十二 年度燃費基準達成車</p> <p>自動車のエネルギー消費 効率の 算定 等に関する省令に規定す る国土交通大臣が告示で 定める方法第一条第二号 に掲げる方法</p>
---------------	---	---

第二項第二号	平成三十二年度燃費基準 達成レベルが百十以上百 二十未満であること及び その旨	十・十五モード燃費値が 平成二十二年度基準エネ ルギー消費効率に百分の 百六十五を乗じて得た数 値以上であること並びに その旨並びにJCO八モ ード法及びWLTCモー ド法により当該自動車の エネルギー消費効率が算 定されていない旨
第三項第二号	平成二十七年度燃費基準 達成レベルが百十五以上 百二十未満であること及	十・十五モード燃費値が 平成二十二年度基準エネ ルギー消費効率に百分の

		<p>(次項第二号及び第十項第二号において「JCO八モード法」という。)に より当該自動車のエネル ギー消費効率が算定され ていないこと及び当該自 動車が平成二十二年度燃 費基準五十パーセント向 上達成車</p>
第二項第二号	平成二十七年度燃費基準 達成レベルが百十五以上 百二十未満であること及	十・十五モード燃費値が 平成二十二年度基準エネ ルギー消費効率に百分の

	<p>び</p> <p>その旨</p>	<p>百四十四を乗じて得た数値以上であること並びにその旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>
<p>第十二項第二号</p>	<p>平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上で平成三十二年燃費基準達成レベルが百未満</p> <p>あること及びその旨</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること並びにその旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該自動車の</p>
	<p>び</p> <p>当該自動車は平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車</p>	<p>百四十四を乗じて得た数値以上であること並びにJCO八モード法により当該自動車の</p>
<p>第十項第二号</p>	<p>平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上で平成三十二年燃費基準達成レベルが百未満(車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックにあつては、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満)であること及び当該自動車は平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること並びにJCO八モード法により当該自動車の</p>

	<p>第十三項第二号</p> <p>平成三十二年燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び</p>	<p>エネルギー消費効率が算定されていない旨</p>
<p>第十四項第二号</p>	<p>その旨</p> <p>平成二十七年燃費基準達成レベルが百以上百十五未満であること及び</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年燃費基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに</p> <p>その旨並びにJCO八モード法及びWLTTCモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p> <p>十・十五モード燃費値が平成二十二年燃費基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること並びに</p> <p>その旨並びにJCO八モード法及びWLTTCモード法により当該自動車の</p>
	<p>エネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車は平成二十二年燃費基準三十八パーセント向上達成車</p>	

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の市町村民税の徴収猶予の申請書類)

第十条の二の三 略

2 政令第四十八条の九の十九第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 法第三百二十一条の七の十三第一項に規定する市町村民税額が、租税特別措置法第四十条の三の三第二項第一号(同法第四十一条の十九の五第十三項において準用する場合を含む。)に掲げる更正決定に係る所得税の額の計算の基礎となつた所得に基づき課されたものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等(法第三百二十一条の七の十三第一項に規定する条約相手国等をいう。)との間の相互協議(同項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。)の対象であることを明らかにする書類

三 略

(地方税関係手続用電子情報処理組織による申告及び地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例)

第十条の二の八 法第三百二十一条の八第四十二項後段に規定する総務省

令で定める記録用の媒体は、同項に規定する添付書類記載事項の法第二

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の市町村民税の徴収猶予の申請書類)

第十条の二の三 略

2 政令第四十八条の九の十九第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 法第三百二十一条の七の十三第一項に規定する市町村民税額が、租税特別措置法第四十条の三の三第十六項第一号(同法第四十一条の十九の五第十三項において準用する場合を含む。)に掲げる更正決定に係る所得税の額の計算の基礎となつた所得に基づき課されたものであること及び前号の申立てに係る条約相手国等(法第三百二十一条の七の十三第一項に規定する条約相手国等をいう。)との間の相互協議(同項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。)の対象であることを明らかにする書類

三 略

百九十八条第一項に規定する電磁的記録を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

2| 法第三百二十一条の八第四十六項後段に規定する総務省令で定める書類は、同条第四十二項の内国法人が、法人税法第七十五条の四第二項（同法第八十一条の二十四の三第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第七十五条の四第二項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出したことを明らかにする書類とする。

3| 法第三百二十一条の八第四十七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一| 申請をする内国法人の名称、事務所、事業所又は寮等所在の市町村及び法人番号

二| 代表者の氏名

三| 電気通信回線の故障、災害その他の理由により法第三百二十一条の八第四十六項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難である事情が生じた日

四| その他参考となるべき事項

4| 法第三百二十一条の八第四十七項に規定する総務省令で定める書類は、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同条第四十六項に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であることを明らかにする書類とする。

5| 法第三百二十一条の八第五十三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 届出をする内国法人の名称、事務所、事業所又は寮等所在の市町村及び法人番号
- 二 代表者の氏名
- 三 法第三百二十一条の八第四十六項の承認を受けた日又はその承認があつたものとみなされた日
- 四 法第三百二十一条の八第五十三項の規定の適用をやめようとする理由
- 五 その他参考となるべき事項

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請書類)

第十条の二の九 略

- 2 政令第四十八条の十五の三第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - 一 略
 - 二 法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十六条の四第二十七項第一号(同法第六十六条の四の三第十四項又は第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。)に掲げる更正決定に係る法人税額に基づくものであること及び同法第六十六条の四第二十七項第三号(同法第六十六条の四の三第十四項又は第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。)に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものであること並

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請書類)

第十条の二の八 略

- 2 政令第四十八条の十五の三第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - 一 略
 - 二 法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十六条の四第二十一項第一号(同法第六十六条の四の三第十四項又は第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。)に掲げる更正決定に係る法人税額に基づくものであること及び同法第六十六条の四第二十一項第三号(同法第六十六条の四の三第十四項又は第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。)に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものであること並

びに前号の申立てに係る条約相手国等（法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する条約相手国等をいう。次条において同じ。）との間の相互協議（法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。）の対象であることを明らかにする書類

三 略

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請書類）

第十条の二の十 略

2 政令第四十八条の十五の四第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 法第三百二十一条の十一の三第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十八条の八十八第二十八項第一号（同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づくものであること及び同法第六十八条の八十八第二十八項第三号（同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものであること並びに前号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象であることを明らかにする書類

びに前号の申立てに係る条約相手国等（法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する条約相手国等をいう。次条において同じ。）との間の相互協議（法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。）の対象であることを明らかにする書類

三 略

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予の申請書類）

第十条の二の九 略

2 政令第四十八条の十五の四第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 法第三百二十一条の十一の三第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額が、租税特別措置法第六十八条の八十八第二十二項第一号（同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づくものであること及び同法第六十八条の八十八第二十二項第三号（同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる地方法人税に係る更正決定に伴い変更されるものであること並びに前号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象であることを明らかにする書類

(課税標準の分割の基準である従業者の定義)

第十条の二の十一 略

(法第四百四十六条第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車等)

第十五条の九 法第四百四十六条第一項第二号に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる軽自動車で当該軽自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証(以下この条及び第十五条の十一において「自動車検査証」という。)において燃料が可燃性天然ガスである旨が明らかにされて いるもの(可燃性天然ガス以外の燃料を用いる旨が併せて明らかにされているものを除く。)とする。

2 | 法第四百四十六条第一項第二号イに規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(以下この条及び第十五条の十一において「細目告示」という。)第四十一条第一項第十一号の基準とする。

3 | 法第四百四十六条第一項第二号ロに規定する平成二十一年十月一日以

(課税標準の分割の基準である従業者の定義)

第十条の二の十 略

第十条の二の十一 削除

(法第四百四十六条第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車等)

第十五条の九 法第四百四十六条第一項第二号に規定する専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる軽自動車で当該軽自動車に係る道路運送車両法第五十八条に規定する自動車検査証(以下この条及び第十五条の十一において「自動車検査証」という。)に当該軽自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの(可燃性天然ガス以外の燃料が併記されて いるものを除く。)とする。

2 | 法第四百四十六条第一項第二号 に規定する平成二十一年十月一日以

降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の細目告示（以下この条及び第十五条の十一において「旧細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号イの基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（以下この条及び第十五条の十一において「適用関係告示」という。）第二十八条第百三十三項の基準とする。

4 法第四百四十六条第一項第二号ロに規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス軽自動車で総務省令で定めるものは、窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の(1)又は(4)に掲げる軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定実施要領第五条の規定による認定（以下この条及び第十五条の十一において「低排出ガス車認定」という。）を受けた

軽自動車とする。

5 法第四百四十六条第一項第三号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示

（以下この条及び第十五条の十一において「細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号イの基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（以下この条及び第十五条の十一において「適用関係告示」という。）第二十八条第百三十三項の基準とする。

3 法第四百四十六条第一項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス軽自動車で総務省令で定めるものは、窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十一号の表のイに掲げる軽自動車については同表のイに掲げる値、同表のニに掲げる軽自動車については同表のニに掲げる値のそれぞれ十分の九を超えない軽自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（以下この条及び第十五条の十一において「特定基準」という。）に適合するものであること

4 法第四百四十六条第一項第三号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合す

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準（法第四百四十六条第一項第三号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準をいう。第八項第一号及び第十五条の十一において同じ。）に適合する軽自動車窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準（法第四百四十六条第一項第三号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準をいう。第八項第一号及び第十五条の十一において同じ。）に適合する軽自動車窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（第八項第二号において「燃費評価実施要領」という。）第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第一項第二号及び第三項第二号において「平成三十二年燃費基準達成レベル」という。）が百十以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

6 法第四百四十六条第一項第三号イ(1)(i)に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準とする。

るものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（第六項第二号において「実施要領」という。）第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第一項第二号及び第三項第二号において「平成三十二年燃費基準達成レベル」という。）が百十以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成車であることが記載されていること。

7| 法第四百四十六条第一項第三号イ(1)(ii)に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第三号イ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の基準とする。

8| 法第四百四十六条第一項第三号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のニの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(4)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 燃費評価実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第二項第二号及び第三項第二号において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされて

5| 法第四百四十六条第一項第三号イ(1)に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の基準とする。

6| 法第四百四十六条第一項第三号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のニに掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 実施要領 第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第二項第二号及び第三項第二号において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車であることが記載さ

していること。

9|及び10|略

11| 法第四百四十六条第二項において準用する同条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第五項及び第八項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五項第二号	<p>第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第一項第二号及び第三項第二号において「平成三十二年燃費基準達成レベル」という。）が百十以上であること及び</p>	<p>第三条に規定する十・十五モード燃費値（第八項第二号において「十・十五モード燃費値」という。）が同条第一号に規定する平成三十二年燃費基準エネルギー消費効率（第八項第二号において「平成三十二年燃費基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百六十五を乗じて得た数値以上であること並びに</p>	<p>その旨並びに自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で</p>
その旨			

れていること。

7|及び8|略

9| 法第四百四十六条第二項において準用する同条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における第四項及び第六項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四項第二号	<p>第四条の二に規定する平成三十二年燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第一項第二号及び第三項第二号において「平成三十二年燃費基準達成レベル」という。）が百十以上であること及び</p>	<p>第三条に規定する十・十五モード燃費値（第六項第二号において「十・十五モード燃費値」という。）が同条第一号に規定する平成三十二年燃費基準エネルギー消費効率（第六項第二号において「平成三十二年燃費基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百六十五を乗じて得た数値以上であること並びに</p>	<p>当該軽自動車平成三十二年燃費基準十パーセント向上達成率 自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で</p>
--------	---	--	---

	第八項第二号
	<p>燃費評価実施要領第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第二項第二号及び第三項第二号において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上であること及びその旨</p>
<p>定める方法第一条第二号及び第三号に掲げる方法（第八項第二号において「JCO八モード法及びWLTCモード法」という。）により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びにその旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該軽自動車</p>
	第六項第二号
	<p>実施要領 第四条に規定する平成二十七年燃費基準達成・向上達成レベル（第十五条の十一第二項第二号及び第三項第二号において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。）が百二十以上であること及び当該軽自動車は平成二十七年燃費基準二十パーセント向上達成車</p>
<p>定める方法第一条第二号に掲げる方法（第六項第二号において「JCO八モード法」という。）により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該軽自動車は平成二十二年燃費基準六十パーセント向上達成車</p>	<p>十・十五モード燃費値が平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びにJCO八モード法により当該軽自動車</p>

のエネルギー消費効率 が算定されていない旨

(法第四百五十一条第一項第一号の乗用車等)

第十五条の十一 法第四百五十一条第一項第一号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

2 法第四百五十一条第一項第二号に規定する車両総重量が二・五トン以

のエネルギー消費効率 が算定されていないこと及 び当該軽自動車が平成二 十二年燃費基準五十パ ーセント向上達成車
--

(法第四百五十一条第一項第一号の乗用車等)

第十五条の十一 法第四百五十一条第一項第一号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成三十二年燃費基準達成車であることが記載されていること。

2 法第四百五十一条第一項第二号に規定する車両総重量が二・五トン以

下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表の二の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(4)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

3 法第四百五十一条第二項に規定する乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる軽自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイ又は二に掲

下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表の二に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

3 法第四百五十一条第二項に規定する乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる軽自動車については同表のイに掲げる値、同表の二に掲げる軽自動車については同表の二に掲げる値のそれぞれ四分の一を超えない軽自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土

げる軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する軽自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の(1)又は(4)に掲げる軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上で平成三十二年燃費基準達成レベルが百未満（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満）であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

4 法第四百五十一条第四項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用がある場合における前三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第二号	平成三十二年燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び	自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領第三条に規定する十・十五モード燃費値（次項第二号及び第三項第二号
--------	--------------------------------	---

交通大臣が認定していること。

二 平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上で平成三十二年燃費基準達成レベルが百未満（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満）であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車

4 法第四百五十一条第四項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用がある場合における前三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第二号	平成三十二年燃費基準達成レベルが百以上百十未満であること及び	自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領第三条に規定する十・十五モード燃費値（次項第二号及び第三項第二号
--------	--------------------------------	---

<p>において「十・十五モード燃費値」という。）が同条第一号に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率（次項第二号及び第三項第二号において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに</p>	<p>その旨並びに自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第二号及び第三号に掲げる方法（次項第二号及び第三項第二号において「JCO八モード法及びWLTCモード法」という。）により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定さ</p>

	<p>当該軽自動車は平成三十二年燃費基準達成車</p>
<p>において「十・十五モード燃費値」という。）が同条第一号に規定する平成二十二年基準エネルギー消費効率（次項第二号及び第三項第二号において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること並びに</p>	<p>自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法第一条第二号に掲げる方法（次項第二号及び第三項第二号において「JCO八モード法」という。）により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定さ</p>

	第二項第二号	
	平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満であること及び	<p>平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満であること及び</p> <p>その旨</p>
第三項第二号	平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上で平成三十二年燃費基準達成レベルが百未満(車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては	<p>平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上で平成三十二年燃費基準達成レベルが百未満(車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては</p> <p>十・十五モード燃費値が平成三十二年燃費基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること並びに</p> <p>算定されていない旨</p>

	第二項第二号	<p>平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満であること及び</p> <p>軽自動車及び当該燃費基準五十パーセント向上達成車</p>
	平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満であること及び	<p>平成二十七年燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満であること及び</p> <p>当該軽自動車が平成二十七年燃費基準十五パーセント向上達成車</p> <p>JCO八モード法</p> <p>により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該軽自動車が平成三十二年燃費基準四十四パーセント向上達成車</p>
第三項第二号	平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上で平成三十二年燃費基準達成レベルが百未満(車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては	<p>平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上で平成三十二年燃費基準達成レベルが百未満(車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては</p> <p>十・十五モード燃費値が平成三十二年燃費基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること並びに</p>

	、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満）であること及び	その旨
		その旨並びにJCO八モード法及びWLTCモード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨

（法第七百九十条の二の軽微な事象等）
第三十一条の六の二 法第七百九十条の二の総務省令で定める軽微な事象は、地方税関係申告等又は特定徴収金の納付若しくは納入を行う者の使用に係る電子計算機の故障その他の当該事象による影響を受ける者が限られている事象とする。

2 略

附則

	、平成二十七年燃費基準達成レベルが百十以上百十五未満）であること及び	当該軽自動車平成二十七年燃費基準十パーセント向上達成車
		JCO八モード法により当該軽自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該軽自動車が平成二十二年燃費基準三十八パーセント向上達成車

（法第七百九十条の二の軽微な事象等）
第三十一条の六の二 法第七百九十条の二の総務省令で定める軽微な事象は、地方税関係申告等を行う者の使用に係る電子計算機の故障その他の当該事象による影響を受ける者が限られている事象とする。

2 略

附則

第三条の二 削除

(譲渡割に係る処分に関する不服審査等の特例)

第三条の二 略

(電子情報処理組織による申告の特例)

第三条の二の二 法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた法第

七十二条の八十九の二第一項の事業者が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する申告書記載事項(第三項から第五項までにおいて「申告書記載事項」という。)を提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十五年財務省令第七十一号)第四条の規定の例による。

2 前項の規定によりその例によるものとされる国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第四条第一項の届出は、法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた法第七十二条の八十九の二第一項の事業者(法第七十二条の八十の二第三項に規定する受託事業者を除く。)が資本金の額又は出資の金額が一億円を超える法人に該当することとなつた日から一月以内(当該法人が新たに設立されたものであつて、次に掲げる法人である場合には、その設立の日から二月以内)に行わなければならない。

一 その設立の時における資本金の額、出資の金額その他これらに類するものとして消費税法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)第六十三条の二第一項で定める金額が一億円を超える法人(法人税法第二

(譲渡割に係る処分に関する不服審査等の特例)

第三条の二の二 略

条第四号に規定する外国法人を除く。)

二 保険業法第二条第五項に規定する相互会社

三 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第十二項に規定する投資法人(第一号に掲げる法人を除く。)

四 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項に規定する特定目的会社(第一号に掲げる法人を除く。)

五 国又は地方公共団体

3 法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた法第七十二条の八十九の二第一項に規定する総務省令で定める方法は、同項に規定する電子情報処理組織を使用して、申告書記載事項を入力して送信する方法とする。

4 法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた法第七十二条の八十九の二第一項の事業者が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申告書記載事項の提供については、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第一項の規定の例により、行わなければならない。

5 法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた法第七十二条の八十九の二第一項の事業者が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書記載事項を提供する場合には、同項の事業者は、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第六条の規定の例により、その名称を明らかにしなければならない。

い。

(政令附則第七条第五項の投資信託等)

第三条の二の七 略

2 政令附則第七条第五項第三号に規定する適格機関投資家のうち総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第二号に掲げる者以外の者については金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第十四号。以下この項及び附則第三条の二の九第二項において「定義内閣府令」という。)第十条第一項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者を除き、第二号に掲げる者については同項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者に限る。

一及び二 略

三 定義内閣府令第十条第一項第二十三号に掲げる者(同号イに掲げる要件に該当する者に限る。)のうち次に掲げる者

イ 略

ロ 海外年金基金(企業年金基金又は確定給付企業年金法に規定する企業年金連合会に類するもので次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。)によりその発行済株式の全部を保有されている内国法人(資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社及び投資信託及び投資法人に関する法律

第二条第十二項に規定する投資法人を除く。ハにおいて同じ。)

(1)及び(2) 略

(政令附則第七条第五項の投資信託等)

第三条の二の七 略

2 政令附則第七条第五項第三号に規定する適格機関投資家のうち総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第二号に掲げる者以外の者については金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第十四号。以下この項及び附則第三条の二の九第二項において「定義内閣府令」という。)第十条第一項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者を除き、第二号に掲げる者については同項ただし書の規定により金融庁長官が指定する者に限る。

一及び二 略

三 定義内閣府令第十条第一項第二十三号に掲げる者(同号イに掲げる要件に該当する者に限る。)のうち次に掲げる者

イ 略

ロ 海外年金基金(企業年金基金又は確定給付企業年金法に規定する企業年金連合会に類するもので次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。)によりその発行済株式の全部を保有されている内国法人(資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社及び投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九

十八号)第二条第十二項に規定する投資法人を除く。ハにおいて同じ。)

(1)及び(2) 略

(法附則第十二条の二の十一第一項の認定又は評価)

第四条の十 法附則第十二条の二の十一第一項に規定する総務省令で定める認定又は評価は、低排出ガス車認定実施要領第五条の規定による認定(附則第五条の二及び附則第五条の二の三において「低排出ガス車認定」という。)又は自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領(附則第五条の二の三において「燃費評価実施要領」という。)第三条から第四条の二までの規定による評価とする。

(法附則第十二条の二の十三第一項の路線バス等)

第四条の十一 法附則第十二条の二の十三第一項に規定する乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がない路線バス等であつて総務省令で定めるものは、当該路線バス等に係る第九条の二第一項に規定する自動車検査証(以下この条から附則第五条の二までにおいて「自動車検査証」という。)においてノンステップバスである旨が明らかにされているものとする。

2 | 法附則第十二条の二の十三第一項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 法附則第十二条の二の十三第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同項に規定する路線定期運行の用に供する自動車(第四項第一号において「乗合バス」という。)

移動等円滑化の

ために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百一十一号。以下この条において「公共交通移動等円滑化基準省令」という。）第三十七条から第四十二条までの基準

- 二 法附則第十二条の二の十三第一項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（第四項第二号において「貸切バス」という。） 公共交通移動等円滑化基準省令第三十八条第一項及び第四十条第二項並びに公共交通移動等円滑化基準省令第四十三条の二において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第三章第三節（第三十八条第一項、第三十九条第五号及び第六号、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第三項並びに第四十三条を除く。）の基準

- 3 法附則第十二条の二の十三第二項に規定する車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備える路線バス等であつて総務省令で定めるものは、当該路線バス等に係る自動車検査証においてリフト付きバスである旨が明らかにされているものとする。

- 4 法附則第十二条の二の十三第二項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- 一 乗合バス 公共交通移動等円滑化基準省令第三十七条第一項、第三十八条第二項及び第四十二条の基準
- 二 貸切バス 公共交通移動等円滑化基準省令第四十三条の二において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第三章第三節（第三十八条第

- 一、第三十九条第五号及び第六号、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第三項並びに第四十三条を除く。）の基準
- 5 | 法附則第十二条の二十三第三項に規定する高齢者、障害者等の移動上の利便性を特に向上させる乗用車であつて総務省令で定めるものは、移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第二百五十七号）第四条第一項の認定を受けたものとして、当該乗用車に係る自動車検査証において認定ユニバーサルデザインタクシーである旨が明らかにされているものとする。
- 6 | 法附則第十二条の二十三第三項第二号に規定する公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものは、公共交通移動等円滑化基準省令第四十五条第一項の基準とする。
- 7 | 法附則第十二条の二十三第四項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証において車両安定性制御装置（同項に規定する車両安定性制御装置をいう。以下この条において同じ。）、衝突被害軽減制御装置（同項に規定する衝突被害軽減制御装置をいう。以下この条において同じ。）又は車線逸脱警報装置（同項に規定する車線逸脱警報装置をいう。以下この条において同じ。）のいずれか二以上を搭載した車両である旨が明らかにされているものとする。
- 8 | 法附則第十二条の二十三第四項第一号に規定する総務省令で定める乗用車は、乗車定員が十人であり、かつ、立席を有しないものとする。
- 9 | 法附則第十二条の二十三第四項第一号に規定する総務省令で定めるバスは、立席を有しないものとする。

- 10 法附則第十二条の二の十三第四項第一号に規定する衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条及び附則第五条の二において「細目告示」という。）第十五条第七項及び第九十三条第八項の基準とする。
- 11 法附則第十二条の二の十三第四項第一号に規定する車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、細目告示第六十七条の二及び第四百四十五条の二の基準とする。
- 12 法附則第十二条の二の十三第四項第二号に規定する車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、細目告示第十五条第二項第一号及び第九十三条第二項第一号の基準（車両安定性制御装置に係るものに限る。）とする。
- 13 法附則第十二条の二の十三第四項第三号に規定する総務省令で定めるけん引自動車は、当該けん引自動車に係る自動車検査証において道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項第十四号の二に規定する第五輪荷重について明らかにされているものとする。
- 14 法附則第十二条の二の十三第五項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証において車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を搭載した車両である旨が明らかにされているものとする。
- 15 法附則第十二条の二の十三第六項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証において車両安定性制御装置、衝突

被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置のいずれかを搭載した車両である旨が明らかにされているものとする。

16| 法附則第十二条の二の十三第七項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証において車線逸脱警報装置を搭載した車両である旨が明らかにされているものとする。

17| 法附則第十二条の二の十三第八項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一| 法附則第十二条の二の十三第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項

イ| 法附則第十二条の二の十三第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする旨

ロ| 自動車の通常の取得価額（法第一百五十六条に規定する通常の取得価額をいう。次号ロにおいて同じ。）

ハ| 自動車の乗車定員

二| 法附則第十二条の二の十三第四項から第七項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項（同条第四項第三号、第五項第三号及び第四号、第六項第三号並びに第七項に掲げる自動車（バス等を除く。）にあつては、二に掲げる事項を除く。）

イ| 法附則第十二条の二の十三第四項から第七項までの規定の適用を受けようとする旨

ロ| 自動車の通常の取得価額

ハ| 自動車の車両総重量（第九条の二第三項第一号に規定する車両総重量をいう。附則第五条の二第二項において同じ。）

二 自動車の乗車定員

18) 前項第一号ハ並びに第二号ハ及びニに掲げる事項は、当該自動車に係る法第六十条第一項若しくは第六十一条第一項の規定により提出された申告書又は同条第二項の規定により提出された修正申告書に既にこれらの事項が記載されていた場合に限り、前項の規定にかかわらず、記載を省略することができる。

(法附則第十二条の三第一項の専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車等)

第五条 法附則第十二条の三第一項に規定する専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物を内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、当該燃料による走行が可能となるよう内燃機関に着火性、耐腐食性等を高めるための所要の改良を施した自動車で当該自動車に係る第九条の二第一項に規定する自動車検査証に当該自動車の主燃料がメタノールであることが記載されているものとする。

2 法附則第十二条の三第一項に規定するメタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令で定めるものは、温度十五度かつ千十三ヘクトパスカルの気圧において、当該燃料に混合されたメタノールの容積を当該燃料に混合されたメタノール以外のものの容積で除して得た数値が四以上となるものとする。

(法附則第十二条の三第二項第二号の基準等)

(法附則第十二条の三の専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車等)

第五条 法附則第十二条の三に規定する専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物を内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものは、当該燃料による走行が可能となるよう内燃機関に着火性、耐腐食性等を高めるための所要の改良を施した自動車で当該自動車に係る第九条の二第一項に規定する自動車検査証に当該自動車の主燃料がメタノールであることが記載されているものとする。

2 法附則第十二条の三に規定するメタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令で定めるものは、温度十五度かつ千十三ヘクトパスカルの気圧において、当該燃料に混合されたメタノールの容積を当該燃料に混合されたメタノール以外のものの容積で除して得た数値が四以上となるものとする。

(法附則第十二条の三第二項第二号の基準等)

第五条の二 略

2| 法附則第十二条の三第二項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

- 一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の細目告示（以下この条において「旧細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号イの表の(1)から(3)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。
- 二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第九号に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

3| 法附則第十二条の三第二項第四号に規定するガソリン自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
 - イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

第五条の二 略

2| 法附則第十二条の三第二項第二号に規定する平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- 一 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。）が三・五トン以下の自動車 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「旧細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号イの基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第二十八条第百三十三項の基準
- 二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「細目告示」という。）第四十一条第一項第九号の基準

3| 法附則第十二条の三第二項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

- 一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
 - イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 第九条の二第八項第二号に規定する平成三十二年燃費基準達成レベル(以下この条において「平成三十二年燃費基準達成レベル」という。)が百三十以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

4 法附則第十二条の三第二項第五号に規定する石油ガス自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百三十以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

5 法附則第十二条の三第三項第一号に規定するガソリン自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイ

一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の(1)から(3)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定実施要領第五条の規定による認定(以下この条及び次条において「低排出ガス車認定」という。)を受けたものであること。

二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第九号に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

4 法附則第十二条の三第二項第三号に規定する動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えている電力併用自動車で総務省令で定めるものは、当該自動車に係る自動車検査証においてプラグインハイブリッド自動車である旨が明らかにされている自動車とする。

5 法附則第十二条の三第二項第四号に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百四十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率(同法第百四十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。)とする。

一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第十八条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネ

の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百十以上百三十未満である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

6 法附則第十二条の三第三項第二号に規定する石油ガス自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百十以上百三十未満である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

ルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第十八条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

6 法附則第十二条の三第二項第四号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる自動車 同表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値

二 細目告示第四十一条第一項第三号の表のロに掲げる自動車 同表のロの窒素酸化物の欄に掲げる値

三 細目告示第四十一条第一項第三号の表のハに掲げる自動車 同表のハの窒素酸化物の欄に掲げる値

7 法附則第十二条の三第二項第四号に規定する窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（次条において「燃費評価実施要領」という。）第四条の二に規定する平成三十二年年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条において「平成三十二年度燃費基準達成レベル」という。）が百三十以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 窒素酸化物の排出量が前項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

8 | 法附則第十二条の三第二項第四号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)に掲げる自動車 同 | 表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値

二 旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)に掲げる自動車 同 | 表の(2)の窒素酸化物の欄に掲げる値

三 旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)に掲げる自動車 同 | 表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値

9 | 法附則第十二条の三第二項第四号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省

令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 平成三十二年燃費基準達成レベルが百三十以上である自動車であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 窒素酸化物の排出量が前項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

10| 法附則第十二条の三第二項第五号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号の基準とする。

11| 法附則第十二条の三第二項第五号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第七号イの基準とする。

12| 法附則第十二条の三第三項に規定する窒素酸化物の排出量が平成三十二年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 平成三十二年燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 窒素酸化物の排出量が第六項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、

同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

13]

法附則第十二条の三第三項に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 平成三十二年燃費基準達成レベルが百十以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

二 窒素酸化物の排出量が第八項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

(法附則第十二条の四第一項の運行に相当するもの)

第五條の二の二 法附則第十二条の四第一項に規定する法第四百六条第二項に規定する運行に相当するものとして総務省令で定めるものは、人又は物品を運送するとしなにかかわらず、自動車を当該装置の用い方に従い用いることをいう。

(法附則第十二条の五第一項の認定又は評価)

第五條の二の三 法附則第十二条の五第一項に規定する総務省令で定める

認定又は評価は、低排出ガス車認定又は燃費評価実施要領第三条から第四條の二までの規定による評価とする。

(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

第六條 略

2～76 略

77 法附則第十五條第四十三項に規定する農地中間管理権を取得した土地で総務省令で定めるものは、当該土地の所有者が所有する農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第六條第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内にある全ての農地(当該者が利用する十アール未満のものを除く。)について、当該農地中間管理権が新たに設定されるもの(当該土地の所有者が法附則第十五條第四十三項に規定する農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八條第一項に規定する賃借権の設定等を受けたものを除く。)とする。

78～88 略

(法附則第二十九條の九第三項の認定又は評価)

第八條の三の三 法附則第二十九條の九第三項に規定する総務省令で定める認定又は評価は、低排出ガス車認定実施要領第五條の規定による認定

(附則第八條の三の五及び附則第八條の四において「低排出ガス車認定」という。)又は自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領(附則第八條の四において「燃費評価実施要領」という。)第三條から第

(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

第六條 略

2～76 略

77 法附則第十五條第四十三項に規定する農地中間管理権を取得した土地で総務省令で定めるものは、当該土地の所有者が所有する
| 全ての農地(当該者が
| 利用する十アール未満のものを除く。)について、当該農地中間管理権
| が新たに設定されるもの(当該土地の所有者が同項
| に規定する農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法
| 律(平成二十五年法律第百一号)第十八條第一項に規定する賃借権の設
| 定等を受けたものを除く。)とする。

78～88 略

四条の二までの規定による評価とする。

(法附則第三十条第一項の専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車等)

第八条の三の四 法附則第三十条第一項に規定する専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物を内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものは、当該燃料による走行が可能となるよう内燃機関に着火性、耐腐食性等を高めるための所要の改良を施した軽自動車である当該軽自動車に係る第十五条の九第一項に規定する自動車検査証(第四項及び附則第八条の三の五において「自動車検査証」という。)に当該軽自動車の主燃料がメタノールであることが記載されているものとする。

2 法附則第三十条第一項に規定するメタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令で定めるものは、温度十五度かつ千十三ヘクトパスカルの気圧において、当該燃料に混合されたメタノールの容積を当該燃料に混合されたメタノール以外のものの容積で除して得た数値が四以上となるものとする。

3 法附則第三十条第一項に規定する総務省令で定める動力源は、電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力とする。

4 法附則第三十条第一項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する軽自動車で総務省令で定めるものは、当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が高ブリッド自動車であることが記載されている軽

(法附則第三十条の専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車等)

第八条の三の三 法附則第三十条に規定する専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物を内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものは、当該燃料による走行が可能となるよう内燃機関に着火性、耐腐食性等を高めるための所要の改良を施した軽自動車である当該軽自動車に係る第十五条の九第一項に規定する自動車検査証(第四項)において「自動車検査証」という。)に当該軽自動車の主燃料がメタノールであることが記載されているものとする。

2 法附則第三十条に規定するメタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令で定めるものは、温度十五度かつ千十三ヘクトパスカルの気圧において、当該燃料に混合されたメタノールの容積を当該燃料に混合されたメタノール以外のものの容積で除して得た数値が四以上となるものとする。

3 法附則第三十条に規定する総務省令で定める動力源は、電気及び蓄圧器に蓄えられた圧力とする。

4 法附則第三十条に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資する軽自動車で総務省令で定めるものは、当該軽自動車に係る自動車検査証に当該軽自動車が高ブリッド自動車であることが記載されている軽

自動車とする。

(法附則第三十条第二項第二号の基準等)

第八条の三の五

法附則第三十条第二項第二号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(以下この条において「細目告示」という。)第四十一条第一項第十一号の基準とする。

2

法附則第三十条第二項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス軽自動車で総務省令で定めるものは、窒素酸化物の排出量が道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示(平成三十年国土交通省告示第五百二十八号)による改正前の細目告示(以下この条において「旧細目告示」という。)第四十一条第一項第十一号イの表の(1)又は(4)に掲げる軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない軽自動車^イで、かつ、低排出ガス車認定を受けた軽自動車とする。

3

法附則第三十条第三項第一号に規定する乗用の軽自動車^イで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイ

の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車^イで、か

自動車とする。

つ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車であつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 第十五条の九第五項第二号に規定する平成三十二年燃費基準達成レベル(第五項第二号において「平成三十二年燃費基準達成レベル」という。)が百三十以上である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

4| 法附則第三十条第三項第二号に規定する貨物用の軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表の二の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車であつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(4)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車であつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 第十五条の九第八項第二号に規定する平成二十七年燃費基準達成レベル(第六項第二号において「平成二十七年燃費基準達成レベル」という。)が百三十五以上である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

5| 法附則第三十条第四項第一号に規定する乗用の軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成三十二年燃費基準達成レベルが百以上百三十未満である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

6 法附則第三十条第四項第二号に規定する貨物用の軽自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する軽自動車とする。

一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

イ 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(4)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上百三十五未満である軽自動車であること及び当該軽自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

(法附則第三十条の二第一項の認定又は評価)

第八条の四 法附則第三十条の二第一項に規定する総務省令で定める認定又は評価は、低排出ガス車認定又は燃費評価実施要領第三条から第四条の二までの規定による評価とする。

(政令附則第三十二条第五項に規定する総務省令で定める書類)

第二十三条 政令附則第三十二条第一項に規定する者が法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 被災自動車等（法附則第五十三条の二第一項に規定する被災自動車等をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該被災自動車等の自動車登録番号又は車両番号及び主たる定置場並びに当該被災自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けようとする自動車（以下この号において「申請自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条及

第八条の四 削除

第二十三条 削除

び次条において同じ。)又は法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十五項に規定する法人番号をいう。以下この条及び次条において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地)、当該申請自動車の自動車登録番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請自動車(営業用又は家用のいずれであるかの別)

ハ 当該被災自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等(自動車又は法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車のうち三輪以上のものをいう。以下この条及び次条において同じ。)がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

(1) 既に法附則第五十三条の二第一項の規定を受けた同項に規定する代替自動車

(2) 既に法附則第五十三条の二第二項(地方税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第二号。以下この項において「平成三十一年改正法」という。))附則第十一条第五項から第七項までの規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。)(の規定の適用を受けた法附則第五十三条の二第二項に規定する代替自動車

(3) 既に法附則第五十三条の二第三項(平成三十一年改正法附則第十一条第五項及び第六項の規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。)(の規定の適用を受けた法附則第五十三条の二第三項に規定する他の自動車

- (4) 既に法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (5) 既に法附則第五十七条第二項（平成三十一年改正法附則第十八条第五項から第七項までの規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十七条第二項に規定する代替軽自動車
- (6) 既に法附則第五十七条第三項（平成三十一年改正法附則第十八条第五項及び第六項の規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十七条第三項に規定する他の三輪以上の軽自動車
- (7) 既に地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び次条第一項において「三十一年十月旧法」という。）附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (8) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第二項（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条及び次条において「平成二十四年改正法」という。）附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた三十一年十月旧法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車
- (9) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第三項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合

を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた三十一年十月旧法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車

- (10) 既に平成二十四年改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び次条において「平成二十四年改正前の地方税法」という。）附則第五十二条第二項（東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この号において「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車

- (11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下この条及び次条第一項において同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車

ニ イからハまでに規定するもののほか、申請自動車が被災自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十三条の二第一項に規定

する道府県知事が必要と認める事項

二 道路運送車両法第二十二條第一項に規定する登録事項等証明書又は同法第七十二條の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面であつて滅失し、又は損壞した自動車等が被災自動車等であることを証するもの

三 前号に規定する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、滅失し、又は損壞した自動車等が被災自動車等であることについて当該自動車等が滅失し、若しくは損壞した場所の所在地又は当該自動車等の主たる定置場所所在地の道府県知事又は市町村長が証する書類

四 政令附則第三十二條第一項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十三條の二第一項の規定の適用を受けようとする場合には、前三号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

2 | 政令附則第三十二條第三項又は第四項に規定する者が法附則第五十三條の二第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十二條第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車等（法附則第五十三條の二第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の同項各号又は法附則第五十三條の二第三項に

規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所
の所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車等の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途
廃止等自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十三条の二第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする自動車（以下この号において「申請自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）、当該申請自動車の自動車登録番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請自動車
が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

(1) 既に法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(2) 既に法附則第五十三条の二第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(3) 既に法附則第五十三条の二第三項の規定の適用を受けた同項に

規定する他の自動車

(4) 既に法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車

(5) 既に法附則第五十七条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車

(6) 既に法附則第五十七条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の三輪以上の軽自動車

(7) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(8) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(9) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

(10) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

二 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十三条の二第二項各号又は第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第二号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

へ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第三号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日

ト 当該対象区域内用途廃止等自動車等の用途を廃止し、法附則第五十三条の二第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し、又は解体した日

チ イからトまでに規定するもののほか、申請自動車の対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十三条の二第二項又は第三項に規定する道府県知事が必要と認める事項次に掲げるいずれかの書類

二
イ 政令附則第三十二条の二第二項に規定する主たる定置場所在の道府県の知事が法附則第五十四条第七項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証する書類

ロ 政令附則第三十五条第十項に規定する主たる定置場所在の市町村の長が法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証する書類

ハ 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

(1) 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第二号に掲げる自動車等（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合 道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書（②から④までにおいて「登録事項等証明書」という。

（）であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は同法第七十二条の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面（②から④までにおいて「検査記録事項等証明書」という。）であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの及び当該自動車等を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類

(2) 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第三号に掲げる自動車等（用途を廃止したものに限る。）に該当する場合 登録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するものうち用途を廃止した日の記載がされているもの及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため同項又は同条第三項に規定する道府県知事が適当と認める書類。以下この号において同じ。）

(3) 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第三号に掲げる自動車等（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合 登録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区

域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの、同号に規定する移動させた日を証する書類及び当該自動車等を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類

(4) (1)から(3)までに掲げる場合以外の場合 登録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもののうち用途を廃止した日の記載がされているもの

三 政令附則第三十二条第三項第二号及び第三号又は第四項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十三条の二第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

（政令附則第三十二条の二に規定する総務省令で定める書類）

第二十三条の二 政令附則第三十二条の二第一項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十三条の二第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車等の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十四条第三項の規定の適用を受けようとする自動車（以下この号において「申請自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）、当該申請自動車の自動車登録番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該申請自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

- (1) 既に法附則第五十三条の二第一項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (2) 既に法附則第五十三条の二第二項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (3) 既に法附則第五十三条の二第三項の規定を受けた同項に

規定する他の自動車

(4) 既に法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車

(5) 既に法附則第五十七条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車

(6) 既に法附則第五十七条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の三輪以上の軽自動車

(7) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(8) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(9) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

(10) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

二 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十三条の二第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第二号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

へ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第三号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日

ト 当該対象区域内用途廃止等自動車等の用途を廃止し、法附則第五十三条の二第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し、又は解体した日

チ イからトまでに規定するもののほか、申請自動車の対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十四条第三項に規定する道府県の知事が必要と認める事項

二 法附則第五十三条の二第三項の規定の適用を受けたことを証する書類

三 政令附則第三十二条第四項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十四条第三項の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

2 政令附則第三十二条の二第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車等の所有者（法第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主。ロにおいて同じ。）の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、個人番号又は法人番号（個人番号又

- は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）、当該対象区域内用途廃止等自動車等の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別
- ロ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十四条第七項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者の氏名又は名称
- ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十四条第七項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地
- ニ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の第二項第二号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日
- ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の第二項第三号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日
- ヘ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の用途を廃止し、法附則第五十三条の第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し、又は解体した日
- ト イからへまでに規定するもののほか、法附則第五十四条第七項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたと認めるに際し、当該対象区域内自動車等の主

たる定置場所在の道府県の知事が必要と認める事項

二 道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書であつて当該対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの

三 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第二号に掲げる自動車等に該当する場合には、当該自動車等を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類

四 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十三条の二第二項第三号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため当該自動車等の主たる定置場所在の道府県の知事が適当と認める書類）及び当該自動車等を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類

（政令附則第三十四条第五項に規定する総務省令で定める書類）

第二十五条 政令附則第三十四条第一項に規定する者が法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 被災自動車等（法附則第五十七条第一項に規定する被災自動車等をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の所有者（法

第四百四十七條第一項又は第四百四十四條第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主。以下この号及び次条第一項において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所所在地、当該被災自動車等の自動車登録番号又は車両番号及び主たる定置場並びに当該被災自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十七條第一項の規定の適用を受けようとする三輪以上の軽自動車（以下この号において「申請軽自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この条及び次条において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）、当該申請軽自動車の車両番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請軽自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該被災自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等（法第四百四十五條第三号に規定する自動車又は軽自動車のうち三輪以上のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

(1) 既に法附則第五十三條の二第一項の規定の適用を受けた同項に

規定する代替自動車

- (2) 既に法附則第五十三条の二第二項（地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号。以下この項において「平成三十一年改正法」という。）附則第十一条第五項から第七項までの規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十三条の二第二項に規定する代替自動車
- (3) 既に法附則第五十三条の二第三項（平成三十一年改正法附則第十一条第五項及び第六項の規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十三条の二第三項に規定する他の自動車
- (4) 既に法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (5) 既に法附則第五十七条第二項（平成三十一年改正法附則第十八条第五項から第七項までの規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十七条第二項に規定する代替軽自動車
- (6) 既に法附則第五十七条第三項（平成三十一年改正法附則第十八条第五項及び第六項の規定によりみなして適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十七条第三項に規定する他の三輪以上の軽自動車
- (7) 既に地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及

- び次条第一項において「三十一年十月旧法」という。）附則第五十二条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (8) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第二項（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条及び次条において「平成二十四年改正法」という。）附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた三十一年十月旧法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車
- (9) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第三項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた三十一年十月旧法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車
- (10) 既に平成二十四年改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び次条において「平成二十四年改正前の地方税法」という。）附則第五十二条第二項（東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この号において「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む

。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車

(11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第五条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車

二 イからハまでに規定するもののほか、申請軽自動車が被災自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十七条第一項に規定する道府県知事が必要と認める事項

二 道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書又は同法第七十二条の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面であつて滅失し、又は損壊した自動車等が被災自動車であることを証するもの

三 前号に規定する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、滅失し、又は損壊した自動車等が被災自動車等であることについて当該自動車等が滅失し、若しくは損壊した場所の所在地又は当該自動車等の主たる定置場所所在地の道府県知事又は市町村長が証する書類

四 政令附則第三十四条第一項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十七条第一項の規

定の適用を受けようとする場合には、前三号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

2| 政令附則第三十四条第三項又は第四項に規定する者が法附則第五十七条第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十四条第五項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車等（法附則第五十七条第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の同項各号又は法附則第五十七条第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区域内用途廃止等自動車等の自動車登録番号又は車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車等が営業用又は家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十七条第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする三輪以上の軽自動車（以下この号において「申請軽自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主た

る事務所の所在地)、当該申請軽自動車の車両番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請軽自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

- (1) 既に法附則第五十三条の二第一項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (2) 既に法附則第五十三条の二第二項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (3) 既に法附則第五十三条の二第三項の規定を受けた同項に規定する他の自動車
- (4) 既に法附則第五十七条第一項の規定を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (5) 既に法附則第五十七条第二項の規定を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (6) 既に法附則第五十七条第三項の規定を受けた同項に規定する他の三輪以上の軽自動車
- (7) 既に三十二年十月旧法附則第五十二条第一項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (8) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第二項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (9) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第三項の規定を受けた同項に規定する代替自動車

けた同項に規定する他の自動車

(10) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車

(11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車

二 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十七条第二項各号又は第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第二号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

ヘ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第三号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させられた日

ト 当該対象区域内用途廃止等自動車等の用途を廃止し、法附則第五十七条第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し、又は解体した日

チ イからトまでに規定するもののほか、申請軽自動車の対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十七条第二項又は第三項に規定する道府県知事が必要と認める事項

二 次に掲げるいずれかの書類

イ 政令附則第三十二条の二第二項に規定する主たる定置場所在の道府県の知事が法附則第五十四条第七項に規定する対象区域内自動車

等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証する書類

ロ 政令附則第三十五条第十項に規定する主たる定置場所在の市町村の長が法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証する書類

ハ 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

(1) 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第二号に掲げる自動車等（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合 道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書（②から④までにおいて「登録事項等証明書」という。）であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証するもの又は同法第七十二条の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面（②から④までにおいて「検査記録事項等証明書」という。）であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証するもの及び当該自動車等を同号以内に規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類

(2) 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第三号に掲げる自動車等（用途を廃止したものに限り。）に該当する場合 登録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなったことを証する

もの又は検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するものうち用途を廃止した日の記載がされているもの及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため同項又は同条第三項に規定する道府県知事が適当と認める書類。以下この号において同じ。）

(3) 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第三号に掲げる自動車等（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合 登録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの、同号に規定する移動させた日を証する書類及び当該自動車等を同号に規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類

(4) (1)から(3)までに掲げる場合以外の場合 登録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの又は検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するものうち用途を廃止した日の記載がされているもの

三 政令附則第三十四条第三項第二号及び第三号又は同条第四項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十七条第二項又は第三項の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

（政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類）

第二十六条 政令附則第三十四条第一項に規定する者が法附則第五十八条第一項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 被災自動車等の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該被災自動車等の自動車登録番号又は車両番号及び主たる定置場並びに当該被災自動車等が営業用又は家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十八条第一項の規定の適用を受けようとする三輪以上の軽自動車（以下この項において「申請軽自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地。以下この条において同じ。））、当該申請軽自動車の車両番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請軽自動車

業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該被災自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

- (1) 既に法附則第五十三条の二第一項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (2) 既に法附則第五十三条の二第二項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (3) 既に法附則第五十三条の二第三項の規定を受けた同項に規定する他の自動車
- (4) 既に法附則第五十七条第一項の規定を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (5) 既に法附則第五十七条第二項の規定を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (6) 既に法附則第五十七条第三項の規定を受けた同項に規定する他の三輪以上の軽自動車
- (7) 既に三十二年十月旧法附則第五十二条第一項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (8) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第二項の規定を受けた同項に規定する代替自動車
- (9) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第三項の規定を受けた同項に規定する他の自動車
- (10) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項の規定を受けた同項に規定する代替自動車

(11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項の規定の

適用を受けた同項に規定する他の自動車

二 イからハまでに規定するもののほか、申請軽自動車が被災自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十八条第一項に規定する市町村長が必要と認める事項

二 申請軽自動車について法附則第五十八条第一項の規定の適用を受けたことを道府県知事が証する書類又は道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書（第四項第二号ニにおいて「登録事項等証明書」という。）若しくは同法第七十二条の三に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面（第四項第二号において「軽自動車検査記録事項等証明書」という。）であつて滅失し、又は損壊した自動車等が被災自動車であることを証するもの

三 前号に規定する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、滅失し、若しくは損壊した自動車等が被災自動車等であることについて当該自動車等が滅失し、若しくは損壊した場所の所在地若しくは当該自動車等の主たる定置場所所在地の道府県知事若しくは市町村長が証する書類、被災自動車等の所有者が法第四百六十三条の十九第一項の規定に基づき条例の定めるところにより同項に規定する申告書若しくは報告書（当該所有者が被災自動車等の所有者でなくなつた旨の記載があるものに限る。）を提出した際に交付される受付書又は被災自動車等の主たる定置場所所在地の市町村長が当該所有者が被災自動車等の所有者でなくなつたことについて証する書類

四 政令附則第三十四条第一項第二号及び第三号に掲げる者（以下この

号において「相続人等」という。)が、法附則第五十八条第一項の規定の適用を受けようとする場合には、第二号の道府県知事が証する書類を提出する場合を除き、前三号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

2|

政令附則第三十五条第一項に規定する者が法附則第五十八条第二項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 被災二輪自動車等(法附則第五十八条第二項に規定する被災二輪自動車等をいう。以下この項において同じ。)の所有者(法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この項において同じ。)の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該被災二輪自動車等の車両番号又は標識番号及び主たる定置場

ロ 法附則第五十八条第二項の規定の適用を受けようとする同項に規定する二輪自動車等(以下この項において「申請二輪自動車等」という。)の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該申請二輪自動車等の車両番号又は標識番号、車台番号、種別及び主たる定置場

ハ 当該被災二輪自動車等の所有者につき、既に法附則第五十八条第二項の規定の適用を受けた被災二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める同項に規定する二輪自動車等、同条第六項(平成二十四

年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下このハ及び第五項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十八条第六項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等若しくは同条第七項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下このハ及び第五項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十八条第七項に規定する他の二輪自動車等又は平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第六項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第十二条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下このハ及び第五項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第六項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等若しくは同条第七項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下このハ及び第五項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第七項に規定する他の二輪自動車等がある場合にはその台数、車両番号又は標識番号及び車台番号

ニ イからハまでに規定するもののほか、申請二輪自動車等が被災二輪自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十八条第二項

に規定する市町村長が必要と認める事項

二 被災二輪自動車等が二輪の小型自動車の場合には、道路運送車両法第七十二条の三に規定する二輪自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面（第五項第三号において「二輪自動車検査記録事項等証明書」という。）であつて滅失し、又は損壊した二輪の小型自動車が被災二輪自動車等であることを証するもの

三 前号に規定する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合又は被災二輪自動車等が原動機付自転車及び軽自動車（二輪のものに限る。）の場合には、滅失し、若しくは損壊した法附則第五十八条第二項に規定する二輪自動車等が被災二輪自動車等であることについて当該二輪自動車等が滅失し、若しくは損壊した場所の所在地若しくは当該二輪自動車等の主たる定置場所所在地の市町村長が証する書類、被災二輪自動車等の所有者が法第四百六十三条の十九第一項の規定に基づき条例で定めるところにより同項に規定する申告書若しくは報告書（当該所有者が被災二輪自動車等の所有者でなくなつた旨の記載があるものに限る。）を提出した際に交付される受付書又は被災二輪自動車等の主たる定置場所所在地の市町村長が当該所有者が被災二輪自動車等の所有者でなくなつたことについて証する書類

四 政令附則第三十五条第一項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十八条第二項の規定の適用を受けようとする場合には、前三号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

政令附則第三十五条第二項に規定する者が法附則第五十八条第三項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 被災小型特殊自動車（法附則第五十八条第三項に規定する被災小型特殊自動車をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該被災小型特殊自動車の標識番号及び主たる定置場

ロ 法附則第五十八条第三項の規定の適用を受けようとする小型特殊自動車（以下この項において「申請小型特殊自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該申請小型特殊自動車の標識番号、車台番号、種別及び主たる定置場

ハ 当該被災小型特殊自動車の所有者につき、既に法附則第五十八条第三項の規定の適用を受けた被災小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車、同条第八項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下このハ及び第六項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十八条第八項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車若しくは同条第九項（平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定に

より読み替えて適用される場合を含む。以下このハ及び第六項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた法附則第五十八条第九項に規定する他の小型特殊自動車又は平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第八項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第十二条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。

以下このハ及び第六項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第八項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車若しくは同条第九項（地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される場合又は平成二十四年改正法附則第十二条第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。以下このハ及び第六項第一号ハにおいて同じ。）の規定の適用を受けた平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第九項に規定する他の小型特殊自動車がある場合にはその台数、標識番号及び車台番号

二 イからハまでに規定するもののほか、申請小型特殊自動車が被災小型特殊自動車に代わるものと認めるに際し、法附則第五十八条第三項に規定する市町村長が必要と認める事項

二 滅失し、若しくは損壊した小型特殊自動車が被災小型特殊自動車であることについて当該小型特殊自動車滅失し、若しくは損壊した場所の所在地若しくは当該小型特殊自動車の主たる定置場所在地の市町村長が証する書類、被災小型特殊自動車の所有者が法第四百六十三条

の十九第一項の規定に基づき条例で定めるところにより同項に規定する申告書若しくは報告書（当該所有者が被災小型特殊自動車の所有者でなくなつた旨の記載があるものに限る。）を提出した際に交付される受付書又は被災小型特殊自動車の主たる定置場所在地の市町村長が当該所有者が被災小型特殊自動車の所有者でなくなつたことについて証する書類

三 政令附則第三十五条第二項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十八条第三項の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

4 政令附則第三十四条第三項又は第四項に規定する者が法附則第五十八条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十七条第二項各号又は第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合に
は、同項に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は
名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、当該対象区
域内用途廃止等自動車等の自動車登録番号又は車両番号、車台番号
及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車等が営業

用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 法附則第五十八条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする軽自動車（二輪のものを除く。以下この項において「申請軽自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号、当該申請軽自動車の車両番号、車台番号、種別及び主たる定置場並びに当該申請軽自動車が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の所有者につき、次に掲げる自動車等がある場合には、その台数、自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

- (1) 既に法附則第五十三条の二第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (2) 既に法附則第五十三条の二第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (3) 既に法附則第五十三条の二第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
- (4) 既に法附則第五十七条第一項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (5) 既に法附則第五十七条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替軽自動車
- (6) 既に法附則第五十七条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の三輪以上の軽自動車
- (7) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第一項の規定の適用を受

-
- けた同項に規定する代替自動車
- (8) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (9) 既に三十一年十月旧法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
- (10) 既に平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する代替自動車
- (11) 平成二十四年改正前の地方税法附則第五十二条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する他の自動車
- 二 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十七条第二項各号又は第三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地
- ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第二号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日
- ヘ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第三号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させられた日
- ト 当該対象区域内用途廃止等自動車等の用途を廃止し、法附則第五十七条第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き渡し、又は解体した日
- チ イからトまでに規定するもののほか、申請軽自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十八
-

条第四項又は第五項に規定する市町村長が必要と認める事項

二 次に掲げるいずれかの書類

イ 申請軽自動車について法附則第五十七条第二項又は第三項の規定の適用を受けたことをこれらの規定に規定する道府県知事が証する書類

ロ 政令附則第三十二条の二第二項に規定する主たる定置場所在の道府県の知事が法附則第五十四条第七項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証する書類

ハ 政令附則第三十五条第十項に規定する主たる定置場所在の市町村の長が法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証する書類

二 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

(1) 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第二号に掲げる自動車等（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合 登録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの（以下この号において「解体登録事項等証明書」という。）又は軽自動車検査記録事項等証明書であつて解体した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの（以下この号及び第七項において「解体軽自動車検査記録事項等証明書」という。）及び当該自動車等を法附則第五十三条

の二第二項第二号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類

- (2) 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第三号に掲げる自動車等（用途を廃止したものに限る。）に該当する場合 登録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの（以下この号において「用途廃止登録事項等証明書」という。）及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため法附則第五十八条第四項又は第五項に規定する市町村長が適当と認める書類）（以下この号において「持出日証明書」という。）又は軽自動車検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたことを証するもの（以下この号及び第七項において「用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書」という。）のうち用途を廃止した日の記載がされているもの及び持出日証明書類

- (3) 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第三号に掲げる自動車等（用途を廃止したものを除く。）に該当する場合 解体登録事項等証明書又は解体軽自動車検査記録事項等証明書、持出日証明書類及び当該自動車等を同号イに規定する引取業者に引き渡したことを証する書類又は当該自動車等を解体したことを証する書類

(4) (1)から(3)までに掲げる場合以外の場合 用途廃止登録事項等証明書又は用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書のうち用途を廃止した日の記載がされているもの

三 政令附則第三十四条第三項第二号及び第三号又は第四項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十八条第四項又は第五項の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

5 政令附則第三十五条第四項又は第五項に規定する者が法附則第五十八条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等（法附則第五十八条第六項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等をいう。以下この項及び第八項において同じ。）の同条第六項各号又は第七項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号、車台番号及び主たる定置場（当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が原動機付自転車又は軽

自動車（二輪のものに限る。）であつた場合には、当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号及び主たる定置場）

ロ 法附則第五十八条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとするこれらの規定に規定する二輪自動車等（以下この号において「申請二輪自動車等」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該申請二輪自動車等の車両番号又は標識番号、車台番号、種別及び主たる定置場

ハ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の所有者につき、既に法附則第五十八条第二項の規定の適用を受けた同項に規定する被災二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等、同条第六項の規定の適用を受けた同項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等若しくは同条第七項の規定の適用を受けた同項に規定する他の二輪自動車等又は平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第六項の規定の適用を受けた同項に規定する対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等若しくは同条第七項の規定の適用を受けた同項に規定する他の二輪自動車等がある場合にはその台数、車両番号又は標識番号及び車台番号

ニ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の法附則第五十八条第六項各号又は第七項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

- ホ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日
- ヘ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日
- ト 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の用途を廃止し、又は解体した日
- チ イからトまでに規定するもののほか、申請二輪自動車等が対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと認めるに際し、法附則第五十八条第六項又は第七項に規定する市町村長が必要と認める事項
- 二 原動機付自転車及び軽自動車（二輪のものに限る。）について法附則第五十八条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類
- イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第一号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 政令附則第三十五条第十項に規定する主たる設置場所所在の市町村の長が法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内二輪自動車等が対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなつたことを証する書類（以下この項において「対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書」という。）又は対象区域内用途廃止等二輪自動車等について用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを約する書面（以下この号にお

いて「誓約書」ところ。)

ロ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

(1) 当該二輪自動車等の用途を廃止した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は誓約書

(2) 当該二輪自動車等を解体した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は当該二輪自動車等を解体したことを証する書類

ハ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

(1) 当該二輪自動車等の用途を廃止した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は誓約書及び法附則第五十八条第六項第三号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため同項又は同条第七項に規定する市町村長が適当と認める書類）（以下(2)及び第三号ハにおいて「持出日証明書」という。）

(2) 当該二輪自動車等を解体した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は当該二輪自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書

三 二輪の小型自動車について法附則第五十八条第六項又は第七項の規

定の適用を受けようとする場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第一号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は二輪自動車検査記録事項等証明書であつて用途を廃止した二輪の小型自動車を対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなつたことを証するもの（以下この号及び第八項第三号において「用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書」という。）のうち用途を廃止した日の記載がされているもの

ロ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

(1) 当該二輪自動車等の用途を廃止した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書のうち用途を廃止した日の記載がされているもの

(2) 当該二輪自動車等を解体した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は二輪自動車検査記録事項等証明書であつて解体した二輪の小型自動車を対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなつたことを証するもの（以下この号及び第八項第三号において「解体二輪自動車検査記録事項等証明書」という。）及び当該二輪自動車等を解体したことを証する書類

ハ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十七条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 次に掲げる場合の区分

に^レ応じ、次に定める書類

(1) 当該二輪自動車等の用途を廃止した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書のうち用途を廃止した日の記載がされているもの及び持出日証明書類

(2) 当該二輪自動車等を解体した場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等証明書又は解体二輪自動車検査記録事項等証明書、当該二輪自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

四 政令附則第三十五条第四項第二号及び第三号又は第五項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十八条第六項又は第七項の規定の適用を受けようとする場合には、前三号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

6 政令附則第三十五条第七項又は第八項に規定する者が法附則第五十八条第八項又は第九項の規定の適用を受けようとする場合における政令附則第三十五条第九項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車（法附則第五十八条第八項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車をいう。以下この項及び第九項において同じ。）の同条第八項各号又は第九項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における

所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この号において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の標識番号並びに主たる定置場

ロ 法附則第五十八条第八項又は第九項の規定の適用を受けようとする小型特殊自動車（以下この号において「申請小型特殊自動車」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該申請小型特殊自動車の標識番号、車台番号、種別及び主たる定置場

ハ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の所有者につき、既に法附則第五十八条第三項の規定の適用を受けた同項に規定する被災小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車、同条第八項の規定の適用を受けた同項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車若しくは同条第九項の規定の適用を受けた同項に規定する他の小型特殊自動車又は平成二十四年改正前の地方税法附則第五十七条第八項の規定の適用を受けた同項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車若しくは同条第九項の規定の適用を受けた同項に規定する他の小型特殊自動車がある場合にはその台数、標識番号及び車台番号

二 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の法附則第五十八条第八項各号又は第九項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

- ホ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第八項第二号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日
- ヘ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第八項第三号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合には、同号に規定する移動させた日
- ト 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の用途を廃止し、又は解体した日
- チ イからトまでに規定するもののほか、申請小型特殊自動車を対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと認めるに際し、法附則第五十八条第八項又は第九項に規定する市町村長が必要と認める事項
- 二 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第八項第一号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合には、政令附則第三十五条第十項に規定する主たる設置場所所在の市町村の長が法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車を対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に該当することとなつたことを証する書類（以下この項において「対象区域内用途廃止等小型特殊自動車証明書」という。）又は対象区域内用途廃止等小型特殊自動車について用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを約する書面（以下この項において「誓約書」という。）
- 三 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第八項第二号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合で、当該小型特殊自動車

の用途を廃止したときにあつては対象区域内用途廃止等小型特殊自動車証明書又は誓約書、当該小型特殊自動車を解体したときにあつては対象区域内用途廃止等小型特殊自動車証明書又は当該小型特殊自動車を解体したことを証する書類

四 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第八項第三号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合で、当該小型特殊自動車の用途を廃止したときにあつては対象区域内用途廃止等小型特殊自動車証明書又は誓約書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合にあつては、当該移動させた日を確認するため同項又は同条第九項に規定する市町村長が適当と認める書類）（以下この号において「持出日証明書類」という。）
当該小型特殊自動車を解体したときにあつては対象区域内用途廃止等小型特殊自動車証明書又は当該小型特殊自動車を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

五 政令附則第三十五条第七項第二号及び第三号又は第八項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十八条第八項又は第九項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、前各号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

7 | 対象区域内軽自動車等（法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内軽自動車等をいう。以下この条において同じ。）のうち軽自動車（

二輪のものを除く。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）が当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所在の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十五条第十項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等自動車等（三輪以上の軽自動車に限る。以下この項において同じ。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号、当該対象区域内用途廃止等自動車等の車両番号、車台番号及び主たる定置場並びに当該対象区域内用途廃止等自動車等が営業用又は自家用のいずれであるかの別

ロ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の法附則第五十八条第十三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

ハ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第二号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

ニ 当該対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第三号に掲げる自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日

ホ 当該対象区域内用途廃止等自動車等の用途を廃止し、法附則第五十七条第二項第二号イ若しくは第三号イに規定する引取業者に引き

渡し、又は解体した日

へ イからホまでに規定するもののほか、法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつたと認めるに際し、当該対象区域内自動車等の主たる定置場所所在の市町村の長が必要と認める事項

二 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第一号の規定に該当する自動車等であつた場合には、用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書

三 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第二号に掲げる自動車等に該当する場合で、当該自動車等の用途を廃止したときにあつては用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書、当該自動車等を同号イに規定する引取業者（以下この号において「引取業者」という。）に引き渡したときにあつては解体軽自動車検査記録事項等証明書及び当該自動車を引取業者に引き渡したことを証する書類（次号において「引取証明書」という。）、当該自動車等を解体したときにあつては解体軽自動車検査記録事項等証明書及び当該自動車等を解体したことを証する書類

四 対象区域内用途廃止等自動車等が法附則第五十七条第二項第三号に掲げる自動車等に該当する場合で、当該自動車等の用途を廃止したときにあつては用途廃止軽自動車検査記録事項等証明書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやるを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため当該自動車等の主たる定置場所所在の市町村の長

が適當と認める書類）（以下この号において「持出日証明書類」という。）
（当該自動車等を同項第三号イに規定する引取業者に引き渡したときにあつては解体軽自動車検査記録事項等証明書、引取証明書及び持出日証明書類、当該自動車等を解体したときにあつては解体軽自動車検査記録事項等証明書、当該自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

8

対象区域内軽自動車等のうち二輪自動車等（法附則第五十八条第二項に規定する二輪自動車等をいう。以下この項において同じ。）の所有者（法第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この項において同じ。）が当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所の市町村の長に提出しなければならない政令附則第三十五条第十項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号並びに当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号、車台番号及び主たる定置場（当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が原動機付自転車又は軽自動車（二輪のものに限る。）であつた場合には、当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の車両番号又は標識番号及び主たる定置場）

ロ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等の法附則第五十八条第三項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所在地

- ハ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合には、同号に規定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日
- ニ 当該対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合には、同号に規定する移動させた日
- ヘ イからホまでに規定するもののほか、法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内二輪自動車等が対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなつたと認めるに際し、当該対象区域内二輪自動車等の主たる定置場所所在の市町村の長が必要と認める事項
- 二 当該二輪自動車等が原動機付自転車又は軽自動車（二輪のものに限る。）である場合には、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類
- イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第一号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 対象区域内用途廃止等二輪自動車等について用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを約する書面（以下この号において「誓約書」という。）
- ロ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合で、当該二輪自動車等の用途を廃止したときにあつては誓約書、当該二輪自動車等を解体したときにあつては当該二輪自動車等を解体したことを証する書類
- ハ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合で、当該二輪自動車等の用途を廃止したときにあつては誓約書及び同号に規定する移動させ

た日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため当該二輪自動車等の主たる定置場所在の市町村の長が適当と認める書類）（以下このハにおいて「持出日証明書類」という。））、当該二輪自動車等を解体したときにあつては当該二輪自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

三 当該二輪自動車等が二輪の小型自動車である場合には、次に掲げる場合の区分に応じ次に定める書類

イ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第一号に掲げる二輪自動車等に該当する場合 用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書

ロ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合で、当該二輪自動車等の用途を廃止したときにあつては用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書、当該二輪自動車等を解体したときにあつては解体二輪自動車検査記録事項等証明書及び当該二輪自動車等を解体したことを証する書類

ハ 対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第六項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合で、当該二輪自動車等の用途を廃止したときにあつては用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため当該二輪自動車等

9 |

の主たる定置場所在の市町村の長が適当と認める書類）（以下この
ハにおいて「持出日証明書類」という。）、「当該二輪自動車等を解
体したときにあつては解体二輪自動車検査記録事項等証明書、当該
二輪自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

対象区域内軽自動車等のうち小型特殊自動車の所有者（法第四百四十
四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主。以下この項にお
いて同じ。）が当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所在の市町村
の長に提出しなければならない政令附則第三十五条第十項に規定する総
務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 次に掲げる事項を記載した書類

イ 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の所有者の氏名又は名称、
住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人
番号並びに当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の標識番号及
び主たる定置場

ロ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の法附則第五十八条第
十三項に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつ
た日における所在地

ハ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に法附則第五十八条第
八項第二号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合には、同号に規
定する自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日

ニ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に法附則第五十八条第
八項第三号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合には、同号に規
定する移動させた日

ホ 当該対象区域内用途廃止等小型特殊自動車の用途を廃止し、又は解体した日

ヘ イからホまでに規定するもののほか、法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内小型特殊自動車の対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に該当することとなつたと認めるに際し、当該対象区域内小型特殊自動車の主たる定置場所所在の市町村の長が必要と認める事項

二 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第八項第一号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合には、対象区域内用途廃止等小型特殊自動車について用途を廃止した日以後再使用及び譲渡しないことを約する書面（以下この項において「誓約書」という。）

三 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第八項第二号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合で、当該小型特殊自動車の用途を廃止したときにあつては誓約書、当該小型特殊自動車を解体したときにあつては当該小型特殊自動車を解体したことを証する書類

四 対象区域内用途廃止等小型特殊自動車が法附則第五十八条第八項第三号に掲げる小型特殊自動車に該当する場合で、当該小型特殊自動車の用途を廃止したときにあつては誓約書及び同号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため当該小型特殊自動車の主たる定置場所所在の市町村の長が適当と認める書類）（以下この号において「持出日証明書類」という。）
、当該小型特殊自動車を解体したときにあつては当該小型特殊自動車

を解体した」とを証する書類及び持出日証明書類

第三号様式別表欄面

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、市町村民税は6%に相当する金額

- 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
- 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）

様式別表欄面（様式別表欄面）

1. 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 特例控除対象

略

2. 住所地の都道府県共同募金会若しくは日本赤十字社の支部に対する寄附金又は都道府県、市町村若しくは特別区に対する寄附金 特例控除対象

第三号様式別表欄面

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、市町村民税は6%に相当する金額

- 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
- 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし、1の寄附金 が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）

様式別表欄面（様式別表欄面）

1. 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 _____

略

2. 住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金 _____

象以外)

略

第五十五号の七様式（附則第二条の四関係）

備考

合計寄附金額とは、申告特別の求めに係る地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金の額の合計額をいいます。

略

第五十五号の七様式（附則第二条の四関係）

備考

合計寄附金額とは、申告特別の求めに係る地方団体に對する寄附金の額の合計額をいいます。

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>（地方税法施行規則の一部改正）</p> <p>第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第八条の六十の次に次の十五条を加える。</p> <p>（法第四百五十五条第五号のエネルギー消費効率）</p> <p>第九条 法第四百五十五条第五号に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）<u>第四百五十五条第一項</u>の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率とする。</p> <p>一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）<u>第十八条第一号</u>に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第二号）に定める基準エネルギー消費効率</p> <p>二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令<u>第十八条第八号</u>に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に</p>	<p>（地方税法施行規則の一部改正）</p> <p>第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第八条の六十の次に次の十五条を加える。</p> <p>（法第四百五十五条第五号のエネルギー消費効率）</p> <p>第九条 法第四百五十五条第五号に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）<u>第七十八条第一項</u>の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率とする。</p> <p>一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）<u>第二十一条第一号</u>に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十五年経済産業省・国土交通省告示第二号）に定める基準エネルギー消費効率</p> <p>二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令<u>第二十一条第八号</u>に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に</p>

関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第一号）に定める基準エネルギー消費効率

（中略）

（人口の定義等）

第九条の十三 第九条の十一第三項及び第六項並びに前条第二項及び第四項において「人口」とは、前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものによる結果による人口をいう。この場合において、第十三条の三の規定はこれらの項の人口について準用する。

2 市町村の昼間人口（従業地、通学地による人口が統計法第八条の規定により前年度末までに公表されている国勢調査のうち最近のものによる当該人口をいう。以下この項及び次項において同じ。）を当該市町村の常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この項及び次項において同じ。）で除して得た率が一・一を超える市町村の第九条の十一第三項及び第六項の人口は、前項の規定にかかわらず、昼間人口から常住人口に一・一を乗じて得た人口を控除した人口の二分の一の人口（一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を同項の人口に加えた人口とする。

3及び4 略

（中略）

第十五条の七の次に次の七条を加える。

（法第四百四十二条第九号のエネルギー消費効率）

第十五条の八 法第四百四十二条第九号に規定するエネルギーの使用の

関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成二十七年経済産業省・国土交通省告示第一号）に定める基準エネルギー消費効率

（中略）

（人口の定義等）

第九条の十三 第九条の十一第三項及び第六項並びに前条第二項及び第四項において「人口」とは、官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口をいう。この場合において、第十三条の三の規定はこれらの項の人口について準用する。

2 市町村の昼間人口（従業地、通学地による人口が統計法第八条の規定により公表されている最近の国勢調査の結果による当該人口をいう。以下この項及び次項において同じ。）を当該市町村の常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この項及び次項において同じ。）で除して得た率が一・一を超える市町村の第九条の十一第三項及び第六項の人口は、前項の規定にかかわらず、昼間人口から常住人口に一・一を乗じて得た人口を控除した人口の二分の一の人口（一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を同項の人口に加えた人口とする。

3及び4 略

（中略）

第十五条の七の次に次の七条を加える。

（法第四百四十二条第九号のエネルギー消費効率）

第十五条の八 法第四百四十二条第九号に規定するエネルギーの使用の

合理化等に関する法律第百四十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率とする。

一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第十八条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第十八条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

(中略)

第二十四条の三十九第一項第七号の二中「第百二十二条第一項」を「第百六十条第一項」に改め、同項第七号の三中「第百二十二条第二項」を「第百六十条第二項」に改め、同項第七号の四中「第百五十二条第一項」を「第百七十七条の十三第一項」に改める。

(中略)

附則第四条の八の次に次の二条を加える。

(中略)

(福島県南相馬市等に係る人口の定義の特例)

第四条の九の二 福島県南相馬市、双葉郡楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村に対する平成三

合理化等に関する法律第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率とする。

一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第一号に掲げる乗用自動車 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令第二十一条第八号に掲げる貨物自動車 貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等に定める基準エネルギー消費効率

(中略)

第二十四条の三十九第一項第七号の二中「第百二十二条第一項」を「第百六十条第一項」に改め、同項第七号の三中「第百二十二条第二項」を「第百六十条第二項」に改め、同項第七号の四中「第百五十二条第一項」を「第百七十七条の十三第一項」に改める。

(中略)

附則第四条の八の次に次の二条を加える。

(中略)

(福島県南相馬市等に係る人口の定義の特例)

第四条の九の二 福島県南相馬市、双葉郡楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村に対する平成三

十一年度及び平成三十二年度における第九条の十三第一項及び第二項の規定（第九条の十一第三項及び第六項の規定の人口に係る部分に限る。）の適用については、次の表の上欄に掲げる第九条の十三の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす。この場合において、同条第一項後段及び第三項の規定は、適用しない。

第二項	<p>第一項</p>
昼間人口（従業地、通学	<p>前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものによる結果による人口</p>
特例昼間人口（	<p>平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口に、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率（次項において「特例率」という。）を乗じて得た人口（次項において「特例人口」という。）</p>

十一年度及び平成三十二年度における第九条の十一第三項及び第六項の規定の適用については、当該市町村の人口は、第九条の十三第一項の規定にかかわらず、平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口に、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た人口とする。

地による人口が	により
により前年度末までに	により
国勢調査のうち最近のもの	平成二十二年の国勢調査
当該人口をいう。以下この項及び次項	従業地、通学地による人口に特例率を乗じて得た人口をいう。以下この項
常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この項及び次項において同じ。）	特例人口
昼間人口から常住人口	特例昼間人口から特例人口
同項の人口	特例人口

附則第五条の見出し中「附則第十二条の三第一項」を「附則第十二条の三」に、「可燃性天然ガス」を「メタノール」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「附則第十二条の三第一項」を「附則第十二条の三」に改め、「係る」の下に「第九条の二第一項に規定する」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項中「附則第十二条の三第一項」を「附則第十二条の三」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項及び第五項を削る。

附則第五条の二の二を削る。

附則第五条の二の二を削る。

附則第八条の三の三の見出し中「附則第三十条第一項」を「附則第三十条」に、「可燃性天然ガス」を「メタノール」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「附則第三十条第一項」を「附則第三十条」に、「自動車検査証」を「第十五条の九第一項に規定する自動車検査証（第四項において「自動車検査証」という。）」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「附則第三十条第一項」を「附則第三十条」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「附則第三十条第一項」を「附則第三十条」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「附則第三十条第一項」を「附則第三十条」に改め、同項を同条第四項とする。

(後略)

附則

(地方自治法施行規則の一部改正)

第五条 地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳入の表都道府県の項の欄及び目の欄中

「 7	自動車取得税	「 1	自動車取得税	
8	軽油引取税	「 1	軽油引取税	を
9	自動車税			

(後略)

附則

第五条 削除

	1	自動車税	1	
「7 軽油引取税	1	軽油引取税	1	
8 自動車税	1	環境性能割		に改め、同表都道府県
	2	種別割		
			1	
<p>の項の欄中「10 釧路税」や「9 釧路税」に改め、「11 固定資産税」の項から「15 旧法による税」の項までを「繰り上げ、同表市町村の目の欄中「1 軽自動車税」や「1 環境性能割」に改め、同表半田市の欄中</p>				
「7 自動車取得税交付金	1	自動車取得税交付金	1	
			1	自動車取得税交付金
			2	旧法による自動車取得税交付金
				を
「7 環境性能割交付			1	

金	1	環境性能割交付金	1	環境性能割交付金	121
改め、同表の備考2中					
7	1	自動車取得税交付金	1	自動車取得税交付金	121
			2	旧法による自動車取得税交付金	
7	1	環境性能割交付金	1	環境性能割交付金	121

付金	1	自動車取得税 交付金	を	
	2	旧法による自 動車取得税交 付金		
└ 9	└ 1	環境性能割交付 金	└	このため。
	1	環境性能割交 付金	└	

別記歳入予算に係る節の区分の表款の区分の欄中「自動車取得税交付金」を「環境性能割交付金」と定める。

第三条による改正（地方揮発油譲与税法施行規則（昭和三十一年総理府令第七号））

<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>
<p>（<u>自家用の乗用車の台数の算定</u>）</p> <p><u>第六条の二</u> 法第二条第七項の自家用の乗用車の台数の算定は、毎年度、前年の四月一日現在において行うものとする。</p>	

附則第六条による改正（地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号））

<p>改 正 後</p>	<p>第二十二條の五 略</p> <p>第二十二條の六 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）</p> <p>第七條の二の規定は、法第二百八十二條第二項に規定する事業所統計の最近に公表された結果による各市町村（特別区を含む。）の従業者数について準用する。</p>
<p>改 正 前</p>	<p>第二十二條の五 略</p>

附則第八条による改正（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号））

改 正 後	別表 （第三条関係）	法令名	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
		略	第八條第三項及び第四項（これらの規定を第一條第二項、第八條の二第三項（第八條の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八條の四第二項並びに地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第一條の五第二項において準用する場合を含む。）、第十一條第一項及び第二項（これらの規定を第一條第二項、第十六條の五第四項（第七十四條の十一第二項、第四百四十四條の二十第二項及び第四百七十四條第二項において準用する場合を含む。）、第十九條の七第三項、第五五條の二第三項、第五十五條の四第三項、第七十二條の三十八の二第十二項、第七十二條の三十九の二第三項、第
改 正 前	別表 （第三条関係）	法令名	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
		略	第八條第三項及び第四項（これらの規定を第一條第二項、第八條の二第三項（第八條の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八條の四第二項並びに地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第一條の五第二項において準用する場合を含む。）、第十一條第一項及び第二項（これらの規定を第一條第二項、第十六條の五第四項（第七十四條の十一第二項、第四百四十四條の二十第二項及び第四百七十四條第二項において準用する場合を含む。）、第十九條の七第三項、第五五條の二第三項、第五十五條の四第三項、第七十二條の三十八の二第十二項、第七十二條の三十九の二第三項、第

七十二条の三十九の四第三項、第四百十四条の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。）並びに附則第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）、第十三条（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の九第三項（第一条第二項、第十四条の十一第二項及び第十四条の第十八項において準用する場合を含む。）、第十四条の十八第二項（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条の二第一項から第三項まで、第七項及び第八項（同条第一項から第三項までについては第一条第二項において、第十五条の二第七項及び第八項については第一条第二項及び第十五

七十二条の三十九の四第三項、第四百十四条の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。）並びに附則第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）、第十三条（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の九第三項（第一条第二項、第十四条の十一第二項及び第十四条の第十八項において準用する場合を含む。）、第十四条の十八第二項（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条の二第一項から第三項まで、第七項及び第八項（同条第一項から第三項までについては第一条第二項において、第十五条の二第七項及び第八項については第一条第二項及び第十五

条の六の二第三項において準用する場合を含む。）、第十五条の二の二第一項及び第二項（同条第一項については第一条第二項、第十五条の五の二第三項、第十五条の六の二第三項、第五十五条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第七十二条の二十五第三項（第七十三条の二十七の二第三項、第七十三条の二十七の三第三項、第七十三条の二十七の四第三項及び第七十三条の二十七の六第三項並びに附則第十一条の四第二項及び第五項において準用する場合を含む。）、第二百二十五条第五項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準

条の六の二第三項において準用する場合を含む。）、第十五条の二の二第一項及び第二項（同条第一項については第一条第二項、第十五条の五の二第三項、第十五条の六の二第三項、第五十五条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第七十二条の二十五第三項（第七十三条の二十七の二第三項、第七十三条の二十七の三第三項、第七十三条の二十七の四第三項及び第七十三条の二十七の六第三項並びに附則第十一条の四第二項及び第五項において準用する場合を含む。）、第二百二十五条第五項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準

用する場合を含む。)並びに附則第二十九條の四第二項、第二十九條の五第十項及び第三十一條の三の四第七項において、第十五條の二の二第二項については第一條第二項、第十五條の六の二第三項、第五十五條の二第三項、第五十五條の四第三項、第七十二條の三十八の二第十二項、第七十二條の三十九の二第三項、第七十二條の三十九の四第三項、第七十三條の二第五第三項(第七十三條の二十七の二第三項、第七十三條の二十七の三第三項、第七十三條の二十七の四第三項及び第七十三條の二十七の六第三項並びに附則第十条の四第二項及び第五項において準用する場合を含む。)、第二百二十五條第五項、第四百四十四條の二十九第二項、第三百二十一條の十一の二第三項、第三百二十一條の十一の三第三項及び第六百一條第六項(第六百二條第二項、第六百三條第四項及び第六百三條の二の二第二項並びに附則第三十一條の三の二第四項及び第三十一條の三の三

用する場合を含む。)並びに附則第二十九條の四第二項、第二十九條の五第十項及び第三十一條の三の四第七項において、第十五條の二の二第二項については第一條第二項、第十五條の六の二第三項、第五十五條の二第三項、第五十五條の四第三項、第七十二條の三十八の二第十二項、第七十二條の三十九の二第三項、第七十二條の三十九の四第三項、第七十三條の二第五第三項(第七十三條の二十七の二第三項、第七十三條の二十七の三第三項、第七十三條の二十七の四第三項及び第七十三條の二十七の六第三項並びに附則第十条の四第二項及び第五項において準用する場合を含む。)、第二百二十五條第五項、第四百四十四條の二十九第二項、第三百二十一條の十一の二第三項、第三百二十一條の十一の三第三項及び第六百一條第六項(第六百二條第二項、第六百三條第四項及び第六百三條の二の二第二項並びに附則第三十一條の三の二第四項及び第三十一條の三の三

第三項において準用する場合を含む。
）並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）
、第十五条の三第三項（第一条第二項、第十五条の五の三第二項、第十五条の六の三第二項、第五十五条の二第四項、第五十五条の四第四項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第四項、第七十二条の三十九の四第四項、第二百二十五条第五項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第四項、第三百二十一条の十一の三第四項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。）
）並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）
、第十五条の四第二項

第三項において準用する場合を含む。
）並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）
、第十五条の三第三項（第一条第二項、第十五条の五の三第二項、第十五条の六の三第二項、第五十五条の二第四項、第五十五条の四第四項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第四項、第七十二条の三十九の四第四項、第二百二十五条第五項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第四項、第三百二十一条の十一の三第四項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。）
）並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）
、第十五条の四第二項

、第十五条の六の二第一項及び第二項
（これらの規定を第一条第二項において
準用する場合を含む。）、第十六条
の二第二項（第一条第二項、第五十五
条の二第三項、第五十五条の四第三項
、第七十二条の三十八の二第十二項、
第七十二条の三十九の二第三項、第七
十二条の三十九の四第三項、第四百十
四条の二十九第二項、第三百二十一
条の十一の二第三項、第三百二十一
条の十一の三第三項及び第六百一条第六項
（第六百二条第二項、第六百三条第四
項及び第六百三条の二の二第二項並び
に附則第三十一条の三の二第四項及び
第三十一条の三の三第三項において準
用する場合を含む。）並びに附則第二
十九条の四第二項、第二十九条の五第
十項及び第三十一条の三の四第七項に
おいて準用する場合を含む。）、第十
六条の三第四項及び第六項（これらの
規定を第一条第二項において準用する
場合を含む。）、第十六条の四第二項
（第一条第二項及び第十六条の四第十

、第十五条の六の二第一項及び第二項
（これらの規定を第一条第二項におい
て準用する場合を含む。）、第十六条
の二第二項（第一条第二項、第五十五
条の二第三項、第五十五条の四第三項
、第七十二条の三十八の二第十二項、
第七十二条の三十九の二第三項、第七
十二条の三十九の四第三項、第四百十
四条の二十九第二項、第三百二十一
条の十一の二第三項、第三百二十一
条の十一の三第三項及び第六百一条第六項
（第六百二条第二項、第六百三条第四
項及び第六百三条の二の二第二項並び
に附則第三十一条の三の二第四項及び
第三十一条の三の三第三項において準
用する場合を含む。）並びに附則第二
十九条の四第二項、第二十九条の五第
十項及び第三十一条の三の四第七項に
おいて準用する場合を含む。）、第十
六条の三第四項及び第六項（これらの
規定を第一条第二項において準用する
場合を含む。）、第十六条の四第二項
（第一条第二項及び第十六条の四第十

二項において準用する場合を含む。) 二項において準用する場合を含む。) 第二十条の九の三第一項及び第三項並びに第二十条の十(これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。)、第二十六条第三項、第三十七條の二第三項及び第四十三條(これらの規定を第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。)、第四十五條の二(同條第一項から第三項までについては第七百三十四條第三項において、第四十五條の二第四項については第七百三十四條第三項及び附則第三十五條の三第八項において、第四十五條の二第五項及び第六項については第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。)、第四十六條第四項及び第五項、第五十條の五、第五十條の七第一項並びに第五十條の九(これらの規定を第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。)、第五十三條第一項、第二項、第四項、第十九項から第二十三項まで、第三十六項、第三十七項、第四十項、第四十一項、第

二項において準用する場合を含む。) 二項において準用する場合を含む。) 第二十条の九の三第一項及び第三項並びに第二十条の十(これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。)、第二十六条第三項、第三十七條の二第三項及び第四十三條(これらの規定を第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。)、第四十五條の二(同條第一項から第三項までについては第七百三十四條第三項において、第四十五條の二第四項については第七百三十四條第三項及び附則第三十五條の三第八項において、第四十五條の二第五項 については第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。)、第四十六條第四項及び第五項、第五十條の五、第五十條の七第一項並びに第五十條の九(これらの規定を第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。)、第五十三條第一項、第二項、第四項、第十九項から第二十三項まで、第三十六項、第三十七項、第四十項及び第四十一項

五十項、第五十一項及び第五十七項（同条第一項、第二項、第四項及び第九項については第一条第二項において、第五十三条第二十項については第一条第二項及び第五十五条第五項において、第五十三条第二十一項から第二十三項まで、第三十六項、第三十七項、第四十項、第四十一項、第五十項、第五十一項及び第五十七項については第一条第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条の二、第五十五条の二第六項、第五十五条の四第六項、第五十七条第一項、第六十三条第一項及び第六十六条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十一条の十第二項、第七十一条の十七第一項、第七十一条の三十一第二項、第七十一条の三十八第一項、第七十一条の五十一第二項及び第七十一条の五十八第一項（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第七十二条の七第四項及び第七十二条の二十四

（同条第一項、第二項、第四項及び第九項については第一条第二項において、第五十三条第二十項については第一条第二項及び第五十五条第五項において、第五十三条第二十一項から第二十三項まで、第三十六項、第三十七項、第四十項及び第四十一項については第一条第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条の二、第五十五条の二第六項、第五十五条の四第六項、第五十七条第一項、第六十三条第一項及び第六十六条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十一条の十第二項、第七十一条の十七第一項、第七十一条の三十一第二項、第七十一条の三十八第一項、第七十一条の五十一第二項及び第七十一条の五十八第一項（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第七十二条の七第四項及び第七十二条の二十四

の十第六項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）
、第七十二条の二十五第一項から第五項まで、第八項から第十項まで、第十二項及び第十七項（同条第一項については第一条第二項において、第七十二条の二十五第二項については第一条第二項、第七十二条の二十五第六項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第四項については第一条第二項、第七十二条の二十五第七項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第五項及び第八項から第十項までについては第一条第二項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第十二項及び第十七項については第一条第二項において準

の十第六項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）
、第七十二条の二十五第一項から第五項まで、第八項から第十項まで、第十二項及び第十七項（同条第一項については第一条第二項において、第七十二条の二十五第二項については第一条第二項、第七十二条の二十五第六項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第四項については第一条第二項、第七十二条の二十五第七項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第五項及び第八項から第十項までについては第一条第二項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第十二項及び第十七項については第一条第二項において準

用する場合を含む。）、第七十二条の二十六第一項及び第四項、第七十二条の二十八第一項、第三項及び第四項、第七十二条の二十九第一項、第三項及び第五項、第七十二条の三十第一項、第七十二条の三十一、第七十二条の三十二の二第一項、第二項及び第八項、第七十二条の三十三、第七十二条の三十四、第七十二条の三十九の二第六項、第七十二条の三十九の四第六項、第七十二条の四十八第一項、第七十二条の四十八の二第二項及び第四項から第七項まで、第七十二条の四十九の二、第七十二条の四十九の五第四項、第七十二条の四十九の八第一項及び第三項、第七十二条の五十第三項、第七十二条の五十二、第七十二条の五十四第四項、第七十二条の五十五第一項から第三項まで、第七十二条の五十七の二第六項、第七十二条の五十九、第七十二条の六十三第三項、第七十二条の六十三の四第一項及び第三項、第七十二条の六十六第一項、第七十二条の七十八

用する場合を含む。）、第七十二条の二十六第一項及び第四項、第七十二条の二十八第一項、第三項及び第四項、第七十二条の二十九第一項、第三項及び第五項、第七十二条の三十第一項、第七十二条の三十一

第七十二条の三十一、第七十二条の三十二の二第一項、第二項及び第八項、第七十二条の三十三、第七十二条の三十四、第七十二条の三十九の二第六項、第七十二条の三十九の四第六項、第七十二条の四十八第一項、第七十二条の四十八の二第二項及び第四項から第七項まで、第七十二条の四十九の二、第七十二条の四十九の五第四項、第七十二条の四十九の八第一項及び第三項、第七十二条の五十第三項、第七十二条の五十二、第七十二条の五十四第四項、第七十二条の五十五第一項から第三項まで、第七十二条の五十七の二第六項、第七十二条の五十九、第七十二条の六十三第三項、第七十二条の六十三の四第一項及び第三項、第七十二条の六十六第一項、第七十二条の七十八

第六項、第七十二条の八十四第四項、第七十二条の八十七、第七十二条の八十八第一項及び第二項、第七十二条の八十九、第七十三条の八第四項、第七十三条の十七第二項、第七十三条の十八第二項及び第三項、第七十三条の三十四第一項、第七十四条の七第六項、第七十四条の十第一項から第三項まで及び第五項、第七十四条の十一第一項、第七十四条の十二、第七十四条の十三第二項、第七十四条の十六、第七十四条の十九第一項、第七十四条の二十五第一項、第七十七条第四項、第八十三条第二項、第九十二条第一項、第四百四条の九第四項及び第五項、第四百四条の十一第五項、第四百四十四條の十四第二項及び第五項、第四百四十四條の十八第一項並びに第四百四十四條の二十一第一項、第二項及び第九項（同条第一項及び第二項については申請書の提出に係る部分に限る。）（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第四百四十四條の二

第六項、第七十二条の八十四第四項、第七十二条の八十七、第七十二条の八十八第一項及び第二項、第七十二条の八十九、第七十三条の八第四項、第七十三条の十七第二項、第七十三条の十八第二項及び第三項、第七十三条の三十四第一項、第七十四条の七第六項、第七十四条の十第一項から第三項まで及び第五項、第七十四条の十一第一項、第七十四条の十二、第七十四条の十三第二項、第七十四条の十六、第七十四条の十九第一項、第七十四条の二十五第一項、第七十七条第四項、第八十三条第二項、第九十二条第一項、第四百四条の九第四項及び第五項、第四百四条の十一第五項、第四百四十四條の十四第二項及び第五項、第四百四十四條の十八第一項並びに第四百四十四條の二十一第一項、第二項及び第九項（同条第一項及び第二項については申請書の提出に係る部分に限る。）（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第四百四十四條の二

十二第四項（第一条第二項及び第四百四十四條の二十五第五項において準用する場合を含む。）、第四百四十四條の二十七第一項、第四百四十四條の三十一第一項、第四百四十四條の三十一第一項、第四百四十四條の三十五第一項及び第二項、第四百四十四條の三十八第四項、第四百四十四條の三十八の四第一項及び第三項、第四百四十四條の四十九第一項、第四百五十一條第四項、第四百六十條第一項及び第二項、第四百六十一條第一項及び第二項、第四百七十三條第一項、第四百七十七條の十一第二項、第四百七十七條の十三第一項、第四百七十七條の十九、第四百八十四條第二項、第四百八十八條第三項、第四百九十八條第一項、第二百六十四條第四項、第二百七十條、第二百七十四條の二、第二百七十五條第二項、第二百八十三條第一項並びに第二百九十八條第三項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第三百十四條の七第三項（第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第

十二第四項（第一条第二項及び第四百四十四條の二十五第五項において準用する場合を含む。）、第四百四十四條の二十七第一項、第四百四十四條の三十一第一項、第四百四十四條の三十一第一項、第四百四十四條の三十五第一項及び第二項、第四百四十四條の三十八第四項、第四百四十四條の三十八の四第一項及び第三項、第四百四十四條の四十九第一項、第四百五十一條第二項、第四百五十二條第一項、第四百五十五條第四項、第四百六十五條第一項

、第
百八十四條第二項、第四百八十八條第三項、第四百九十八條第一項、第二百六十四條第四項、第二百七十條、第二百七十四條の二、第二百七十五條第二項、第二百八十三條第一項並びに第二百九十八條第三項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第三百十四條の七第三項（第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第

三項において準用する場合を含む。）、第三百十七條の二第一項から第七項まで（同条第一項から第三項までについては第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において、第三百十七條の二第四項については第七百三十四條第三項、第七百三十六條第三項及び附則第三十五條の三第十八項において、第三百十七條の二第五項から第七項までについては第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。）、第三百十七條の六第一項から第四項まで（第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。）、第三百十九條の二第三項及び第三百二十一條の五第三項（これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十一條の七の十三第六項（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第三百二十一條の八第一項、第二項、第四項、第十九項から第二十

三項において準用する場合を含む。）、第三百十七條の二第二項から第六項まで（同条第一項から第三項までについては第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において、第三百十七條の二第四項については第七百三十四條第三項、第七百三十六條第三項及び附則第三十五條の三第十八項において、第三百十七條の二第五項及び第六項については第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。）、第三百十七條の六第一項から第四項まで（第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。）、第三百十九條の二第三項及び第三百二十一條の五第三項（これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六條第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十一條の七の十三第六項（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第三百二十一條の八第一項、第二項、第四項、第十九項から第二十

三項まで、第三十六項、第三十七項、第四十六項、第四十七項及び第五十三項（同条第一項、第二項、第四項及び第十九項については第七百三十四条第三項において、第三百二十一条の八第二十項については第三百二十一条の十一第五項及び第七百三十四条第三項において、第三百二十一条の八第二十一項から第二十三項まで、第三十六項及び第三十七項については第七百三十四条第三項において、第三百二十一条の八第四十六項、第四十七項及び第五十三項については第一条第二項において準用する場合を含む。）、第三百二十一条の八の二、第三百二十一条の十一の二第六項、第三百二十一条の十一の三第六項及び第三百二十一条の十三第一項（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十五条（第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十八条の五第二項、第三百二十八条

三項まで、第三十六項及び第三十七項（同条第一項、第二項、第四項及び第十九項については第七百三十四条第三項において、第三百二十一条の八第二十項については第三百二十一条の十一第五項及び第七百三十四条第三項において、第三百二十一条の八第二十一項から第二十三項まで、第三十六項及び第三十七項については第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十一条の八の二、第三百二十一条の十一の二第六項、第三百二十一条の十一の三第六項及び第三百二十一条の十三第一項（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十五条（第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十八条の五第二項、第三百二十八条

の七第一項、第三百二十八条の十三第四項及び第三百二十八条の十四（これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十九条第一項（第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百四十九条の四第六項及び第八項、第三百五十三条第四項（第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三百五十四条の二（第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百六十四条第三項、第七項及び第九項（同条第三項については第七百三十四条第一項において、第三百六十四条第七項及び第九項については第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百六十四条の二第二項及び第四項（同条第二項については第七百六条の三第三項、第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項にお

の七第一項、第三百二十八条の十三第四項及び第三百二十八条の十四（これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十九条第一項（第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百四十九条の四第六項及び第八項、第三百五十三条第四項（第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三百五十四条の二（第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百六十四条第三項、第七項及び第九項（同条第三項については第七百三十四条第一項において、第三百六十四条第七項及び第九項については第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百六十四条の二第二項及び第四項（同条第二項については第七百六条の三第三項、第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項にお

いて、第三百六十四条の二第四項については第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百七十一条第一項（第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十二条の三（第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十三条（第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十九条第一項、第三百九十三条、第三百九十四条、第三百九十六条第四項、第三百九十六條の四第一項、第二項、第四項及び第六項、第四百九条第四項、第四百十条第二項、第四百七条第二項、第四百十八条、第四百二十一条第一項、第四百二十二条、第四百三十二条第一項並びに第四百三十三条第一項、第五項及び第十二項（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四百四十八条第三項、第四百五十四

いて、第三百六十四条の二第四項については第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百七十一条第一項（第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十二条の三（第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十三条（第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百八十九条第一項、第三百九十三条、第三百九十四条、第三百九十六条第四項、第三百九十六條の四第一項、第二項、第四項及び第六項、第四百九条第四項、第四百十条第二項、第四百七条第二項、第四百十八条、第四百二十一条第一項、第四百二十二条、第四百三十二条第一項並びに第四百三十三条第一項、第五項及び第十二項（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四百四十六条第二項、第四百四十七

条第一項及び第二項、第四百五十五条第一項及び第二項、第四百六十三條の五第一項、第四百六十三條の十八第二項、第四百六十三條の十九第一項、第四百六十三條の二十五第一項、第四百七十条第六項、第四百七十三條第一項、第二項及び第四項、第四百七十四條第一項、第四百七十五條、第四百七十六條第二項、第四百七十九條、第四百八十五條第一項、第五百二十二條、第五百二十五條第四項並びに第五百三十九條第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）
、第五百八十八條第四項及び第五百九十九條第一項（これらの規定を第七百三十四條第一項において準用する場合を含む。）、第六百條、第六百五條及び第六百十一條第一項（これらの規定を第六百二十七條及び第七百三十四條第一項において準用する場合を含む。）、第六百二十五條第一項（第七百三十四條第一項において準用する場合を含む。）、第六百七十四條第四項、第

条第一項、第四百五十條第三項、第四百五十七條第一項
、第四百七十条第六項、第四百七十三條第一項、第二項及び第四項、第四百七十四條第一項、第四百七十五條、第四百七十六條第二項、第四百七十九條、第四百八十五條第一項、第五百二十二條、第五百二十五條第四項並びに第五百三十九條第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第五百八十八條第四項及び第五百九十九條第一項（これらの規定を第七百三十四條第一項において準用する場合を含む。）、第六百條、第六百五條及び第六百十一條第一項（これらの規定を第六百二十七條及び第七百三十四條第一項において準用する場合を含む。）、第六百二十五條第一項（第七百三十四條第一項において準用する場合を含む。）、第六百七十四條第四項、第

六百八十条、第六百八十四条の二、第六百八十五条第二項及び第六百九十三条第一項（これらの規定を第七百三十四条第五項において準用する場合を含む。）、第七百条の五十五、第七百条の五十九第三項、第七百条の六十四第一項、第七百一条の四第二項、第七百一条の五第三項及び第七百一条の十六第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百一条の三十五第四項、第七百一条の四十六第一項及び第三項、第七百一条の四十七第一項及び第三項、第七百一条の四十九、第七百一条の五十五、第七百一条の六十三第一項並びに第七百二条の八第五項（これらの規定を第七百三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第七百七条第四項、第七百十三條、第七百十八條第二項及び第七百二十六條第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百三十三條の四第四項、第七百三十三條の九、第七百三

六百八十条、第六百八十四条の二、第六百八十五条第二項及び第六百九十三条第一項（これらの規定を第七百三十四条第五項において準用する場合を含む。）、第七百条の五十五、第七百条の五十九第三項、第七百条の六十四第一項、第七百一条の四第二項、第七百一条の五第三項及び第七百一条の十六第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百一条の三十五第四項、第七百一条の四十六第一項及び第三項、第七百一条の四十七第一項及び第三項、第七百一条の四十九、第七百一条の五十五、第七百一条の六十三第一項並びに第七百二条の八第五項（これらの規定を第七百三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第七百七条第四項、第七百十三條、第七百十八條第二項及び第七百二十六條第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百三十三條の四第四項、第七百三十三條の九、第七百三

十三条の十四、第七百三十三条の十五第二項及び第七百三十三条の二十二第一項（これらの規定を第七百三十五条第二項において準用する場合を含む。）

（第七百四十三条第三項（第一条第二項において準用する場合を含む。）

、第七百五十条第一項及び第三項（同条第一項については第七百五十四条において、第七百五十条第三項については第七百五十二条第三項及び第七百五十四条において準用する場合を含む。）

、第七百五十一条、第七百五十二条第一項及び第七百五十三条第二項（これらの規定を第七百五十四条において準用する場合を含む。）

、第七百八十三条、第七百八十九条、第七百九十条、第七百九十三条第一項から第三項まで、附則第五条の四第三項及び第八項並びに第七条第一項、第三項、第四項、第五項、第八項、第十項、第十一項及び第十二項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）

）、附則第八条の二の二第二項、第五

十三条の十四、第七百三十三条の十五第二項及び第七百三十三条の二十二第一項（これらの規定を第七百三十五条第二項において準用する場合を含む。）

（第七百四十三条第三項（第一条第二項において準用する場合を含む。）

、第七百五十条第一項及び第三項（同条第一項については第七百五十四条において、第七百五十条第三項については第七百五十二条第三項及び第七百五十四条において準用する場合を含む。）

、第七百五十一条、第七百五十二条第一項及び第七百五十三条第二項（これらの規定を第七百五十四条において準用する場合を含む。）

、第七百八十三条、第七百八十九条、第七百九十条、第七百九十三条第一項から第三項まで、附則第五条の四第三項及び第八項並びに第七条第一項、第三項、第四項、第五項、第八項、第十項、第十一項及び第十二項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）

）、附則第八条の二の二第二項、第五

	<p>項、第八項及び第十一項（同条第八項及び第十一項については附則第八条の二の二第十三項の規定により読み替えられた第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第九条第十七項、第九条の二の二第二項、第十五条第九項、第十五条の七第三項、第十五条の九第二項、第六項及び第十一項、第十五条の九の二第二項及び第六項、第十五条の十第二項、第十五条の十一第二項並びに第二十九条（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）</p>
<p>地方税法施行令</p>	<p>略</p> <p>第二条第二項及び第五項（同条第二項については第一条及び第二条第六項において、同条第五項については第一条において準用する場合を含む。）、第六条の二の二（第一条において準用する場合を含む。）、第六条の二の三（第一条及び第六条の八第四項において準用する場合を含む。）、第六条の三第一項及び第二項（これらの規定を第</p>
	<p>項、第八項及び第十一項（同条第八項及び第十一項については附則第八条の二の二第十三項の規定により読み替えられた第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第九条第十七項、第九条の二の二第二項、第十五条第九項、第十五条の七第三項、第十五条の九第二項、第六項及び第十一項、第十五条の九の二第二項及び第六項、第十五条の十第二項、第十五条の十一第二項並びに第二十九条（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）</p>
<p>地方税法施行令</p>	<p>略</p> <p>第二条第二項及び第五項（同条第二項については第一条及び第二条第六項において、同条第五項については第一条において準用する場合を含む。）、第六条の二の二（第一条において準用する場合を含む。）、第六条の二の三（第一条及び第六条の八第四項において準用する場合を含む。）、第六条の三第一項及び第二項（これらの規定を第</p>

一条及び第六条の三第三項において準用する場合を含む。）、第六条の四第一項及び第二項（同条第一項については第一条、第六条の五第二項及び第六条の八第五項において、第六条の四第二項については第一条及び第六条の八第五項において準用する場合を含む。）、第六条の六第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の六第三項において準用する場合を含む。）、第六条の八第一項から第三項まで（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第六条の十第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第一条、第六条の十一第三項、第六条の十二第二項、第九条の九の四第二項、第九条の九の五第二項、第三十二条、第三十二条の二第三項、第三十二条の三第三項、第三十九条の十二、第四十三条の十四第四項、第四十三条の十六第二項、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項、第五十三条の四及び第五十四条の四十四

一条及び第六条の三第三項において準用する場合を含む。）、第六条の四第一項及び第二項（同条第一項については第一条、第六条の五第二項及び第六条の八第五項において、第六条の四第二項については第一条及び第六条の八第五項において準用する場合を含む。）、第六条の六第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の六第三項において準用する場合を含む。）、第六条の八第一項から第三項まで（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第六条の十第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第一条、第六条の十一第三項、第六条の十二第二項、第九条の九の四第二項、第九条の九の五第二項、第三十二条、第三十二条の二第三項、第三十二条の三第三項、第三十九条の十二、第四十三条の十四第四項、第四十三条の十六第二項、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項、第五十三条の四及び第五十四条の四十四

第二項（第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。）並びに附則第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。））、第六条の十一第一項（第一条、第九条の九の四第二項、第九条の九の五第二項、第三十二条、第三十二条の二第三項、第三十二条の三第三項、第四十三条の十四第四項、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項及び第五十四条の四十四第二項（第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。）並びに附則第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。））、第六条の十二第五項（第一条及び第六条の十二第七項において準用する場合を含む。））、第六条の二十、

第二項（第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。）並びに附則第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。））、第六条の十一第一項（第一条、第九条の九の四第二項、第九条の九の五第二項、第三十二条、第三十二条の二第三項、第三十二条の三第三項、第四十三条の十四第四項、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項及び第五十四条の四十四第二項（第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。）並びに附則第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。））、第六条の十二第五項（第一条及び第六条の十二第七項において準用する場合を含む。））、第六条の二十、

第七条の三の三第一項、第七条の三の四第一項、第七条の四の六第一項及び第八条の四第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）
、第九条の二第二項（第一条及び第四十八条の十二第二項において準用する場合を含む。）、第九条の六の二第二項、第九条の六の三第二項、第九条の七第十六項、第二十六項及び第三十項、第九条の九の四第三項、第九条の九の五第三項並びに第二十条の二第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第二十四条の三第一項及び第三項（同条第一項については第一条、第二十四条の四の二及び第二十四条の五において、第二十四条の三第三項については第一条、第二十四条の四第五項、第二十四条の四の二、第二十四条の四の三第二項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。）、第二十四条の四第三項、第四項、第六項及び第七項（これらの規定を第一条及び第二十四条の四の三第一

第七条の三の三第一項、第七条の三の四第一項、第七条の四の六第一項及び第八条の四第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、
、第九条の二第二項（第一条及び第四十八条の十二第二項において準用する場合を含む。）、第九条の六の二第二項、第九条の六の三第二項、第九条の七第十六項、第二十六項及び第三十項、第九条の九の四第三項、第九条の九の五第三項並びに第二十条の二第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第二十四条の三第一項及び第三項（同条第一項については第一条、第二十四条の四の二及び第二十四条の五において、第二十四条の三第三項については第一条、第二十四条の四第五項、第二十四条の四の二、第二十四条の四の三第二項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。）、第二十四条の四第三項、第四項、第六項及び第七項（これらの規定を第一条及び第二十四条の四の三第一

項において準用する場合を含む。)、
第二十五条第一項、第三十二条の二第
四項、第三十二条の三第四項、第三十
五条の二の二第一項、第三十五条の四
の二第三項、第三十五条の四の三第一
項、第三十五条の七の四第一項、第三
十七条の十五の二第一項、第三十九条
の十の二第一項、第四十条第一項、
、第四十三
条の十二の二第一項、第四十三條の十五
第一項、第七項、第十三項及び第十七
項、第四十三條の十七、第四十三條の
十七の二第一項、第四十四條の三第一
項、第四十五條第一項、第四十五條の
二の三第一項、第四十六條の三第一項
、第四十六條の三の二第一項、第四十
七條の五第一項、第四十八條の九の八
、第四十八條の九の十第一項及び第四
十八條の九の十九第三項（これらの規
定を第一条において準用する場合を含
む。）、第四十八條の十二の二第二項
、第四十八條の十二の三第二項、第四

項において準用する場合を含む。)、
第二十五条第一項、第三十二条の二第
四項、第三十二条の三第四項、第三十
五条の二の二第一項、第三十五条の四
の二第三項、第三十五条の四の三第一
項、第三十五条の七の四第一項、第三
十七条の十五の二第一項、第三十九条
の十の二第一項、第四十条第一項、第
四十二條の四の二第一項、第四十三條
の十二の二第一項、第四十三條の十五
第一項、第七項、第十三項及び第十七
項、第四十三條の十七、第四十三條の
十七の二第一項、第四十四條の三第一
項、第四十五條第一項、第四十五條の
二の三第一項、第四十六條の三第一項
、第四十六條の三の二第一項、第四十
七條の五第一項、第四十八條の九の八
、第四十八條の九の十第一項及び第四
十八條の九の十九第三項（これらの規
定を第一条において準用する場合を含
む。）、第四十八條の十二の二第二項
、第四十八條の十二の三第二項、第四

十八条の十三第十七項、第二十七項及び第三十一項、第四十八条の十五の第三項並びに第四十八条の十五の四第三項（これらの規定を第五十七条の二において準用する場合を含む。）、第五十二条の十三の二第四項、第五十二条の十三の三第五項、第五十二条の十三の四第一項及び第五十二条の十六第一項（これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十二条の二十一第一項、第五十三条の二の二第一項及び第五十三条の八第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第五十四条の三十二の二第一項（第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十四条の四十二第一項、第三項、第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八の二第一項及び第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十四条の四十三第一項（第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八

十八条の十三第十七項、第二十七項及び第三十一項、第四十八条の十五の第三項並びに第四十八条の十五の四第三項（これらの規定を第五十七条の二において準用する場合を含む。）、第五十二条の十三の二第四項、第五十二条の十三の三第五項、第五十二条の十三の四第一項及び第五十二条の十六第一項（これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十二条の十八第一項、第五十三条の二の二第一項及び第五十三条の八第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第五十四条の三十二の二第一項（第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十四条の四十二第一項、第三項、第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八の二第一項及び第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十四条の四十三第一項（第五十四条の四十五第八項、第五十四条の四十八

の二第一項及び第五十七條の三並びに附則第十五條の五第六項、第十六條の二第五項及び第十六條の二の三第五項において準用する場合を含む。)並びに第五十四條の四十六第五項、第五十四條の四十八第一項及び第五十四條の五十七第一項(これらの規定を第五十七條の三において準用する場合を含む。)、第五十四條の五十九の二第一項、第五十五條第一項及び第五十六條の十一第一項(これらの規定を第一条において準用する場合を含む。)、第五十六條の四十九の二第一項(第五十七條の三において準用する場合を含む。)、第五十六條の八十九の三第一項及び第五十六條の九十二の二第一項(これらの規定を第一条において準用する場合を含む。)並びに附則第十條第三項、第六項、第七項、第九項及び第十六項(同條第三項については地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)附則第四條第一項第一号に規定する書類に係る部分を除く。)、第

の二第一項及び第五十七條の三並びに附則第十五條の五第六項、第十六條の二第五項及び第十六條の二の三第五項において準用する場合を含む。)並びに第五十四條の四十六第五項、第五十四條の四十八第一項及び第五十四條の五十七第一項(これらの規定を第五十七條の三において準用する場合を含む。)、第五十四條の五十九の二第一項、第五十五條第一項及び第五十六條の十一第一項(これらの規定を第一条において準用する場合を含む。)、第五十六條の四十九の二第一項(第五十七條の三において準用する場合を含む。)、第五十六條の八十九の三第一項及び第五十六條の九十二の二第一項(これらの規定を第一条において準用する場合を含む。)並びに附則第十條第三項、第六項、第七項、第九項及び第十六項(同條第三項については地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)附則第四條第一項第一号に規定する書類に係る部分を除く。)、第

	<p>十一條第四十六項、第十四條の五第二項第七号及び第四項から第六項まで、第十五條の五第一項、第三項及び第五項、第十六條の二第一項、第二項及び第四項、第十六條の二の三第一項、第二項及び第四項、第三十一條第七項、第三十一條の二、第三十二條第五項、第三十二條の二、第三十三條第二十九項、第三十三條の二並びに第三十五條第九項及び第十條（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）</p>
<p>地方税法施行規則</p>	<p>略</p> <p>第一条の十六第一項、第一条の十七第二項から第四項まで、第二条の五の二第一項、第三条第三項、第三条の三、第三条の三の二第一項及び第二項、第三条の三の三第二項及び第四項、第五条第三項、第五条の二の二第一項及び第三項、第六条の二の二第六項並びに第六条の四（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第八条の四（第一条及び第十六條の二の三において準用する場合を含む。）、第</p>

	<p>十一條第四十六項、第十四條の五第二項第七号及び第四項から第六項まで、第十五條の五第一項、第三項及び第五項、第十六條の二第一項、第二項及び第四項、第十六條の二の三第一項、第二項及び第四項、第三十一條第七項、第三十一條の二、第三十二條第五項、第三十二條の二、第三十三條第二十九項、第三十三條の二並びに第三十四條第九項及び第十項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）</p>
<p>地方税法施行規則</p>	<p>略</p> <p>第一条の十六第一項、第一条の十七第二項から第四項まで、第二条の五の二第一項、第三条第三項、第三条の三、第三条の三の二第一項及び第二項、 <u>第三条第三項</u>、 <u>第五条</u>、 <u>第六条の二の二第六項並びに</u> <u>第六条の四（これらの規定を第一条に</u> <u>おいて準用する場合を含む。）、第八</u> <u>条の四（第一条及び第十六條の二の三</u> <u>において準用する場合を含む。）、第</u></p>

八条の六（第一条及び第十六条の二の五において準用する場合を含む。）、第八条の八（第一条及び第十六条の三において準用する場合を含む。）、第八条の九、第八条の十、第八条の二十八（証券、免税証及び免税軽油譲渡承認書並びに免税軽油使用者証に係る部分を除く。）、第八条の三十二第一項及び第二項、第八条の三十三、第八条の三十四、第八条の三十五、第八条の三十七、第八条の四十二第一項から第四項まで、第八条の四十五、第八条の五十一第一項、第九条の五並びに第十条第二項から第六項まで及び第九項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第十条の二第三項、第十条の二の八第二項及び第四項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第十四条第一項（固定資産課税台帳、地方税法第三百八十一条第八項の規定によるみなす土地補充課税台帳、土地名寄帳、家屋名寄帳、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格

八条の六（第一条及び第十六条の二の五において準用する場合を含む。）、第八条の八（第一条及び第十六条の三において準用する場合を含む。）、第八条の九、第八条の十、第八条の二十八（証券、免税証及び免税軽油譲渡承認書並びに免税軽油使用者証に係る部分を除く。）、第八条の三十二第一項及び第二項、第八条の三十三、第八条の三十四、第八条の三十五、第八条の三十七、第八条の四十二第一項から第四項まで、第八条の四十五、第八条の五十一第一項 並びに第十条第二項から第六項まで及び第九項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第十条の二第三項、第十四条第一項（固定資産課税台帳、地方税法第三百八十一条第八項の規定によるみなす土地補充課税台帳、土地名寄帳、家屋名寄帳、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格

略	<p>等縦覧帳簿に係る部分を除く。) (第一条の三において準用する場合を含む。)、第十五条、第十五条の二(第一条において準用する場合を含む。)、第十五条の六第二項及び第三項(これらの規定を第一条の三において準用する場合を含む。)、第十六条の四(第一条において準用する場合を含む。)、第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条第一項(これらの規定を第三十条において準用する場合を含む。)、並びに附則第六条第二十八項(第一条の三において準用する場合を含む。)</p>
略	<p>等縦覧帳簿に係る部分を除く。) (第一条の三において準用する場合を含む。)、第十五条、第十五条の六第二項及び第三項(これらの規定を第一条の三において準用する場合を含む。)、第十六条の四(第一条において準用する場合を含む。)、第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条第一項(これらの規定を第三十条において準用する場合を含む。)、並びに附則第六条第二十八項(第一条の三において準用する場合を含む。)</p>